

三井同族の家業見習いに関する基礎的研究

下向井 紀彦

はじめに

一 家業見習いの制度整備

二 同族の見習い心得

三 家業見習の実施状況

おわりに

はじめに

三井では一八世紀前半以降、同族の男子子弟に対する家業見習いを制度化し実施していた。これは三井では「江戸習学」と理解されているもので、三井の家法「宗竺遺書」^{〔1〕}でも定められている制度であった。三井同族の文化活動をまとめた『三井家文化人名録』では「三井家男子は、十二、三歳で京本店に勤務させ、仕入の方法を習わすこと、十五歳より江戸本店へ遣わして家業習得をさせることが定められている。この最初の江戸店への出勤を江戸習学と称している。

二度目からは江戸勤番と称されているが、何度目でも江戸習学が使われている場合もある⁽²⁾としている。

三井の元祖・高利とその子どもたちの世代は、自ら家業を差配してきた。しかし、高利の孫世代以降は自ら家業差配をするとはなく、高利の子ども世代や初期の重役らは、三井の家業の何たるかを学ばせる機会の必要性を認識するようになったと思われる。そこで、三井では家業見習いを制度化し、営業店舗（特に呉服部門の江戸本店）に同族男子子弟を送り込み、接客から帳簿の付け方まで家業見習いを実施することとなった。本稿は三井の同族の男子子弟に対する家業見習いについて、規則の整備過程や同族子弟の見習い実施状況などを明らかにするものである。

三井の子弟教育については、特に商家の家訓研究のなかで触れられることが多く、先述した「宗竺遺書」⁽³⁾の家業見習い条項を採り上げて年齢別の派遣先や営業店舗での履修内容を明らかにしている⁽⁴⁾。また、中井信彦は家法原案ともいえる三井高富（高利次男）の著した「高富草案」の分析のなかで家業見習いについて言及し、家業見習いは同族に共同体の意志を内面化させる過程であること、家法に則した行動様式を持つ人間形成の過程であること、などを指摘している⁽⁵⁾。

三井の同族教育については、入江宏の研究によるところが大きい。入江は多くの商家の家法・家史・教訓書を検討するなかで、「宗竺遺書」などの家法を家業永続の行動規範と評価している。また入江は三井の作成した「宗竺遺書」以外の家業見習い規則を検討し、家業見習いは実際に家業訓練として機能していたというより、象徴としての役割が大きかったことなどを指摘している⁽⁶⁾。

他方、具体的な三井同族の見習いの様子としては、三井高陽（南家一〇代）⁽⁷⁾が当時南家に残っていた史料をもとに祖父・三井高弘（南家八代）の見習を紹介している。幕末期の同族の見習いの様子が垣間見られるとともに、当時家事奉公人であった西邑虎四郎の書状を紹介して、家事奉公人の教育係的役割についても指摘している。

以上のように、三井の子弟教育について入江の研究成果が詳しいものの網羅的であり、いまだ掘り下げる余地が残っ

ている。たとえば、三井の体制整備の中での家業見習いの規則整備過程、同族子弟の見習い派遣状況の実態、見習いを引き受ける呉服部門の役割などである。また、冒頭で述べたように三井の同族子弟が一五歳頃に行う家業見習いは「江戸習学」と理解されているが、当該年齢頃に行う家業見習いは必ずしも江戸のみで行っているわけではない。同族の家業見習いの具体的な実施状況については改めて整理する必要がある。

そこで本稿では、①家業見習いに関する規則を時系列で整理し、特に家業見習いの制度整備・変遷を明らかにし、②同族子弟に交付する心得を事例に、呉服部門が家業見習いで重視していたことを明らかにし、③実際の三井同族子弟の家業見習いの実施状況とその傾向を明らかにする。これらを踏まえて、近世三井が家業見習いに求めていたことを展望したい。

- (1) 三井文庫編『三井事業史』（資料篇一、一九七三年、一〇一―一六頁）。
- (2) 三井文庫編『三井家文化人名録』（二〇〇二年、八頁）。
- (3) 三井の家法「宗竺遺書」は多くの研究で取り上げられてきた。代表的なものとして宮本又次『近世商人意識の研究』（有斐閣、一九四〇年）、土屋喬雄『日本資本主義の経営史的研究』（みすず書房、一九五四年）、吉田豊編『商家の家訓』（徳間書店、一九七三年）、安岡重明『近世商家の経営理念・制度・雇用』（晃洋書房、一九九八年）などが挙げられる。
- (4) 中田易直『三井高利』（吉川弘文館、一九五九年）、三井文庫編『三井事業史』（本篇一、一九八〇年）等がある。
- (5) 中井信彦『共同体的結合の契機としての『血縁』と『支配』——三井家における家法成立過程を素材として——』（『三井文庫論叢』四、一九七〇年）。
- (6) 入江宏『近世庶民家訓の研究』（多賀出版、一九九六年）。
- (7) 三井高陽『越後屋反古控』（中央公論社、一九八二年）。

一 家業見習いの制度整備

1 元祖・高利と子供たちの修行

三井同族の家業見習い制度の整備過程をみていく前に、まず元祖・高利や高利の子供たちの修行について確認しておこう。⁽¹⁾ 黎明期の同族のうち、高利と高平（高利長男）、高富（高利次男）、高治（高利三男）の修行は「商売記」⁽²⁾にみえる。「商売記」は高治が作成した記録であり、家法の「宗竺遺書」や「家伝記」（高利と妻・寿讃の事績や言行について言及した記録）とともに享保七年（一七二二）に作成されたものである。主要な内容は、高利の祖父・父母・兄弟の話、高利と子供たちによる事業立ち上げと成長の話、高利の言行などで、高利の商才や言行を賞賛することを意識した内容になっている。次世代に三井の成り立ちや高利像を継承するための記録である。以下、「商売記」の記述などからそれぞれの修行の様子を抜き出した。

高利（一六二二～一六九四）は一四歳で伊勢松坂から江戸に出て、長兄・俊次の江戸本町四丁目の店に勤務している。二〇歳頃に俊次の本町四丁目店を任せられ、店を繁盛させ売り上げ増加に貢献した。二八歳で母・殊法の世話のために松坂に戻り、自分商売で雌伏の時を過ごす。延宝元年（一六七三）、五二歳で子供たちとともに江戸・本町一丁目⁽³⁾に呉服店を開く。

高平（一六五三～一七三七）は寛文七年（一六六七）に、一五歳で江戸に出る。高利と同じく、俊次の本町四丁目店に勤務する。四丁目店では手代同様に勤務し、後に奥帳前役人（店の管理部門の担当者か）を任せられるようになる。手代同様の奉公をしているものの、店子供には様、手代には殿と呼ばれており、高利家の嫡子としての待遇は確保されて

いた。

高富（一六五四～一七〇九）は高平の江戸出発の一年後、寛文八年（一六六八）に一五歳で江戸に出る。高利・高平同様に俊次の本町四丁目店に勤務する。嫡子ではないためか、冬の夜に手代の掛取りに提灯を持って同道したり、食事では手代と同じ食器を用いるなど、高平よりも待遇が悪かったようだ。高平・高富のお仕着せは木綿着（冬服）、高宮嶋の帷子（夏服）であり、五節句・蛭子講には小遣一〇〇文支給されたという。

高治（一六五七～一七二六）は寛文十一年（一六七二）に一五歳で江戸に出る。俊次の店に勤務するが、高利や兄たちと異なり、本町一丁目店に勤務している。一丁目店の待遇や小遣いは子供並であり、手代らに給仕したあとで下男らと食事を摂るような有様であった。

以上のように、「商売記」の記述にみえる高利と子供たちの家業見習いは、いずれも一四歳～一五歳で江戸に下向し、親類である俊次の店で実際に働きながら呉服店の仕事を習得する、というものであった。高治は、「商売記」で高利と子供たちの江戸修行の様子を書き残すことで、彼らが商いの基礎をいつ頃どのように学んだのかを次世代に伝えようとしていたものと思われる。そして、この見習いの年齢と、居住地以外の場所での見習いという枠組みは、後に整備される三井同族子弟の見習いの制度にも継承されているものと思われる。

2 高利らのみた近親者による家業継承の失敗

他方、子弟への教育の失敗が家業の失敗や家の衰退を招くこともありえる。三井黎明期の記録に、高房（北家三代、一六九四～一七四八）の編んだ「町人考見録」がある。享保十三年（一七二八）～享保十八年頃に成立したもので、晩年の高平の記憶していることをまとめ、高房が序跋を付けたものとされている。「町人考見録」は京都町人盛衰記とも

いえる史料で、京都の有力町人が大名貸の焦げ付きなどにより、二代目・三代目で没落していく様を五〇以上の事例で紹介している。この中で息子への指導に失敗したことが没落のきっかけとなった者も何家か紹介されている。最も高利やその子どもたちに近かったのは高利の長兄・俊次（三井三郎左衛門）である。⁴

〔史料一〕

元祖^{（浄）}紹貞、極て大気なる人にて、衣棚の方に常舞台を建置、悴三郎左衛門に能を致させ被申候、（中略）二代目三郎左衛門後^{（紹）}浄貞といふ、親の代より結構にそだち申候故、曾て商人心は無之、さまざま榮耀にくらし、茶の湯道具数寄を致後は聚楽松屋町通に引籠り、随分あくまで心奢り、様々普請数寄風流成事人に越へ、盤漿其外遊芸によく達して、至極の町人の榮耀者なり、（中略）夫故中々商用には、かまい不申暮し候処、紀州御家細川殿へ四千貫目取替、右銀子皆々相滞候得共、江戸店の余慶旁にて、前々の様には内証無之候得共、先は一生無事に暮し申候、（中略）二代目浄貞職を忘れ、家業を不勤故、よき家督を悪敷持成申候、正宗の劔も、時々研ねば、さび出用に不立、神鏡の明も、時に不磨は、曇りて鍋蓋に同じ、元祖よく取立置候得共、子孫ときみがきを不致故、終に店ぶり悪敷成、如斯おとろへ申候

紹貞^{（浄）}（俊次）は自家を有力な商家に成長させた有能な商人であったが、息子の三郎左衛門・浄貞^{（紹）}（俊近）は「商人心は無之」「中々商用には、かまい不申暮し候」人物であった。そのため、俊近の代で大名貸の焦げ付きなどが発生したものの、江戸店の利益でなんとか無事に暮らせた。しかし、次世代以降没落していった。高平はこの原因を、俊近が生まれつきの富豪であったことと（「親の代より結構にそだち申候」、俊次が俊近に家業をたたき込まず能などの文化活

動に入れ込まされたこと（「元祖紹貞、極めて大気なる人にて、衣棚の方に常舞台を建置、悴三郎左衛門に能を致させ被申候」）にみていた。俊次家の記事の最後は「正宗の劔も、時々研ねば、さび出用に不立、神鏡の明も、時に不磨は、曇りて鍋蓋に同じ、元祖よく取立置候得共、子孫とぎみがきを不致故、終に店ぶり悪敷成、如斯おとろへ申候」と締めくくられている。「町人考見録」だけでなく、前述した「商売記」でも俊次を述べた箇所、俊次は枡目すら読めなかったが発明者であった、一人っ子なので俊次の育て方が悪かった、と述べ親の教育に問題があったことを指摘している（^{後近}紹貞一生枡目も不存候、しかし其身ハ発明成仁にて候へとも、一子故親浄貞そたて方あしき故かと被存候⁵）。高平らは、元祖が商売を興し成長させても、子弟への教育や子弟自らの研鑽を怠ってしまったら浪費や商業上の失敗により衰退してしまう、という事例を自らの眼前で見ていたのである。

三井の体制整備や様々な規則類の作成は、当該期における次世代への事業継承という切実な課題に立脚していることはずでに指摘されているが、次世代への家業見習い体制の整備は、俊次家のようなケースも間近に見ながら進められていったものと思われる。

3 家法にみえる見習い原則

元禄七年に高利が没した後、高平ら第二世代は三井の事業を次世代に継承するための制度整備に取り組んでいく。たとえば、呉服業と両替業という二つの事業部門を一卷というかたちで整理統合し、宝永二年（一七〇五）には呉服店部門を本店一卷としてまとめ、享保四年（一七一九）には両替業部門を両替店一卷としてまとめる。また、宝永七年（一七二〇）に統括機関・大元方を設置し、享保七年（一七二二）には家法「宗竺遺書」を制定するにいたる。これら一連の三井の体制整備事業のなかで、見習い規則についても整備されていく。

(一)「高富草案」⁽⁶⁾

三井の家法といえは「宗庶遺書」だが、その試案のひとつとも呼べる家法草案が存在する。高利二男・高富の作成した九分冊の家法草案であり、三井文庫では「高富草案」と呼ばれる史料である。宝永年間（一七〇四～一七一〇）の初頃に成立したといわれている。このうち「全式」^(式カ)の番号を振られた冊の、①「一家子孫家業入相続之事」と②「一家鹿子々并永井子共家法之定」という項目で見習いについて言及している。

「一家子孫家業入相続之事」では同族嫡子の習得すべき教育階梯を記載している。例えば、二〇歳で江戸詰めをする。二五歳で京本店の買方・仕入を鍛錬する。二七～二八歳までに二年は京両替店で鍛錬する。二九歳で一年大坂両替店・本店で鍛錬する。三二歳で江戸両替店に五～七年勤務する。三六～三七歳で御用を勤める。四三～四四歳で京都に戻る。五〇歳頃には京・江戸・大坂全体を見渡して指示をする、としている。「高富草案」では嫡子に対して、二〇歳以上にすると江戸・京・大坂の呉服店・両替店を渡り歩いて実際に働きながら鍛錬するように求めており、三井の事業全体を把握させるべき存在として三〇代頃まで現場に勤務すべきとみている。

「一家鹿子々并永井子共家法之定」では「鹿子」（嫡子以外の実子や庶子）の身につけるべき内容や鹿子が独立する場合の注意事項を定めた項目である。ここでは見習いについて、一三～一五歳の頃には京本店で手代待遇で見習いを行う。一五歳から江戸で三～四年見習いを行う（勤務状況により一〇年までの延長もあり）。無妻の場合は店に常話し様々な役職を経験させる。家業にはまりよく役に立つ働きをした場合、格別の褒賞もある。といった内容である。先述した①の項目では二〇歳より若い時点での見習いや教育については言及されていないが、若年の見習いについてはこの項目に依拠するのかもしれない。

以上のように、「高富草案」段階では、家業相続者は本店・両替店・御用の全てを一通り把握できるようにする方針

をとっている。そのため二〇歳から実践の中で訓練を積むことに重きを置いている。一方、相続しないとしても三井の同族は一三歳から京本店で、一五歳から江戸で見習いをする方針をとっている。この一〇代の見習いの年齢については次項の「宗竺遺書」や実際の見習い年齢にも継承される内容であり、「高富草案」は三井の見習い規則の基礎の一つといえる。

（二）「宗竺遺書」

先述したように「宗竺遺書」には「子孫家業入見習之事」という項目があり、子弟見習いについて言及している。⁷ 認める限り三井で最初に制式化された見習い原則と思われる。様々な先行研究で概要は述べられているが、⁸ 本稿でも改めて内容を確認しておこう。

〔史料二〕

子孫家業入見習之事

一男子十式三才より京本店に差置、子とも同前ほとに致させ、諸事仕入方見習せ、十五より江戸本店へ遣し、二三年相勤、初登り致、在京之内又本店に差置、此節者一方の買方承り、帳面当り等役目相勤させ、二十より又江戸へ差下、此度者本店にて一方之役義請取、帳面等之儀委ク吞込、二十四五にて登り、本店へ前のことく相勤、買方・帳面等之儀を相覚へ、其内一年大坂へ罷下り、第一呉服店差置候て、呉服方之儀不及申、両替店・綿店買方見習、又廿八九にて江戸へ下り、此度者綿店罷在一切を見覚、此節上州又者郡内・山方買物に所々見廻り見覚可申候、尤二十以上者店々罷在候内所之目録の節者支配人と立会、勘定致し方自身手掛、尤判形仕可差出候、右之内一ヶ年計京都両替店にも相勤可申候、三十以上者夫より親分の者勤方差図可申付候間、其旨相心得可申事

ここでは年齢ごとの教育内容を設定している。⁽⁹⁾ ①同族男子子弟は一二〜一三歳で京本店に勤務し、子供同前に仕入を見習う。②一五歳から二〜三年ほど江戸本店に勤務する。その後、京本店に勤務し仕入一般や帳付けの役目を実際に勤める。③二〇歳頃に再び江戸に下向し、江戸本店で実務に就き、特に帳簿についてよく理解する。④二四〜二五歳で帰京し京本店に勤務し、二度目の京本店勤務同様に仕入れ・帳付けを行う。⑤この時期に大坂に下向し、大坂本店・大坂両替店・大坂綿店での見習いも行う。⑥二八〜二九歳で江戸に下向する。このとき江戸綿店で見習いを行い、加えて上州・郡内等産地での買い付けの見習いも行う、とする。

また、⑦二〇歳以上の同族子弟が店に勤務する場合、支配人と立ち会い、決算帳簿の作成を自ら行い、判形について提出すること、⑧三〇歳以上の者については親分からの指示を受けること、も定めている。

京本店で二回、江戸本店で二回、江戸綿店で一回、大坂で一回、見習いと実務を行うこととなっている。特に江戸においては一五歳頃に最初の江戸見習い(②)、二〇歳頃に二度目の見習い(③)(実務を行う中で鍛錬)、二八歳頃に三度目の江戸見習い(⑥)(綿店、産地での買い付け)、合計三度の見習いを経ることになっていた。宗竺遺書制定段階で存在していた呉服店部門・綿店部門・両替店部門の三部門の業務を全て掌握するカリキュラムであった。ただし、「宗竺遺書」作成から七年後の享保十四年(一七二九)に、江戸綿店は江戸向店と改称して呉服店部門(本店一巻)に整理統合されているため、二八歳頃の綿店での見習いはほとんど実施されていないものと思われる。(後年、向店での見習いは少なからず行われている)。なお、「宗竺遺書」の同族関係項目を削除して各店舗に配布し寄会等で読み聞かせられていた「家法式目」⁽¹⁰⁾では、「宗竺遺書」の「両替店・綿店買方」を「両替店之義」とし、「此度者綿店罷在」を「此度者向店ニ罷在」と改めている。

以上が「宗竺遺書」で定められている同族子弟の見習いであった。先述した「高富草案」と比較してみると、「宗竺遺書」では嫡子も鹿子も関係無く同族男子全員が一五歳と二〇歳頃に江戸で見習いを行うよう定めている。年齢別の見習い内容に着目した場合、「宗竺遺書」は「高富草案」などをベースに同族男子子弟の家業見習い原則を定めたものといえるだろう。

4 元文年間の見習い細則の整備——「同苗店々勤方定目」を事例に——

「宗竺遺書」制定後、三井では「宗竺遺書」の内容を踏まえて、家業見習いに関する細則を次々に整備していく。例えば享保九年（一七二四）には、同族の江戸勤務や江戸見習いに関する注意事項や小遣い・旅費を定めた細則である「同苗在江勤番之定式、小遣・路金建」¹¹（以下、小遣路金建）を定めている。この史料では小遣の支給設定を年齢別に区分しており、①初印（元服前）、②学印（元服〜二四・二五歳）、③働印（二六〜三〇歳）、④公印（三〇歳以上）、⑤極印（老分）としている。見習い適齢者は①②に該当する。また、元文二年（一七三七）には、呉服店での勤務に関する同族向けの細則である「同苗店々勤方定目」¹²（以下、勤方定目）と、両替店での勤務に関する同族向けの細則である「三ヶ所両替店同苗出勤式」¹³を定めている。三井では「宗竺遺書」を原則として種々の細則で詳細な実施要領を定め、必要に応じて細則の追加や修正を行って、江戸での勤務や見習いの体制を維持していたのである。以下、具体例として、元文二年の呉服店の細則である勤方定目から見習いの実施要領と注意事項を見てみよう。

（一）「同苗店々勤方定目」について

勤方定目は呉服店部門の各店舗に同族が赴く際に守るべき規則であり、「元祖よりの家法」（「宗竺遺書」）で定める勤番や見習いに関するものである。¹⁴元文二年に宗清（高房、北家三代）、八郎右衛門（高方、新町家二代）、八郎兵衛（高

勝、伊皿子家二代)の名前で作成されている。現在少なくとも京本店・江戸本店・大坂本店の三冊が残っており、文言はほぼ同一である。巻末に各店舗への到着年月日か出立年月日、署名、押印があるため、店に到着した日に読み聞かせを受け、到着時と出発時に署名・捺印をしていたものと思われる。署名は元文二年(一八七〇)まで一三三三一年間に延べ一五七の名前が列挙されている。「宗竺遺書」と勤方定目で定められている見習いの実施要領は基本的に明治に至るまで踏襲されていたのである。

勤方定目の作成理由は史料冒頭で述べられている。作成者の高房らは高利以来の商売のやり方を遵守し勤めてきた自負をもつ。糸店・問之町店(両替店部門に属する糸絹問屋)という新たな店舗を構え、両替店も御為替御用を全うするなど、事業を順調にこなしている自信も持っていた。しかし次の世代の中には家業を理解せず商売方法にも疎くなっている者も出始めていた。そこで三井の根本の商売を定め、各自の心得として読み聞かせることとしたという。高房らは呉服業・両替業の展開、奉公人の増加、御用の拜命など三井の規模が拡大し、同族子弟も増加したことで、同族末端まで元祖以来の家業習得が行き届かなくなることを危惧していた。次世代への事業継承のために見習い規則の再整備を行ったのである。

(二) 見習いの内容

勤方定目において、同族男子子弟の見習いは二度行うことになっている。ここでは店や勤務地は指定されていないが、主に江戸の店が想定されていると思われる。一度目の見習いは一五〜二〇歳の者を対象としている。下向した最初の半季は中柱(店内で支配人の常駐している場所カ)に詰めて商品の所在などを覚える。商品の所在を覚えたら、残りの半季は会所・売場・屋敷方で手代同様に出し物をする。その他、勘定場で帳簿の付け方や、計算の仕方を覚える。また、京・大坂から到来する書状に目を通し、確認の印形を押す。

これらの内容は基本的に「宗竺遺書」で定められている見習い要領を基礎として、具体的に何をを行うかを提示している。一五歳頃での最初の江戸見習いでは商品の配置や、店内の各部署での商品の出し入れ、帳簿の付け方や計算方法を習得させ、来状のチェックを行い店舗間の連絡方法や当時の各店舗の経営状況などを把握させていたものと思われる。

一五歳からの見習いは、基本的に全男子子弟を対象としていたが、文久二年（一八六二）に各店舗で見習いをおこなう子弟について総領家は三男まで、他の本家筋は次男まで、連家は嫡子のみ、とすることに改められた。勤方定目に貼られた下札によると、このとき三井十一家では子弟の数が増加していたという。また、当該期の三井は経営悪化とその対応に苦慮していた。三井同族の江戸・京都間の旅費や江戸滞在中の小遣いは少なくない。幕末期にいたり三井では従来の見習い体制を維持できなくなり、家業見習いの対象者を限定するかたちで存続させたものといえる。

二度目の見習いは二〇歳〜三〇歳の間に行うものとしている。ここでは、同族子弟は店舗の会所で商品の価格設定を行ったり、売場・屋敷方・立役で半年か一年、手代同様に任務にあたることとされている。また、中柱で裁物を扱ってばかりでは販売店の基本技術を習得できないため各部署で業務を行うように、という注意事項も付されている。一五歳からの見習いに引き続き、京・大坂から到来する書状に目を通し、確認の印形を押すことも任務であった。さらに、決算帳簿ができあがった際に確認の上奥印を押す任務も追加されている。二度目の下向は見習いでありながら、実際に店で勤務しつつ、決算帳簿の確認・押印も行う勤番としての下向でもあったといえる。

ところで、元服以後に店に勤める場合、京都を出発する際に京本店で元締・名代・支配人と店の治め方、商品相場の行方、商売上の課題などを相談した上で現地に赴くよう定めている。赴任中も各店舗を巡回し、商品相場の行方をよく理解し、各店舗の元締・名代・支配人と相談しながら店の経営に関与することを定めている。そして任務終了時に各店舗の元締・名代・支配人と相談して、店の治め方、商売のやり方、代物の価格が適正か否か、染・張・仕成の吟味、他

店商売の景気、勤務中の感想などを整理して、帰京後、京本店で元締・名代・支配人と見習い・勤番の実施報告を行い相談することとしている。三井では、見習い同族子弟と奉公人の幹部らとを折々に相談させることで各同族子弟の励み具合を把握しようとしつつ、店や商売に関する第三者的な意見を出させることで、重役らの心得になることを期待している。元服以後は多くの場面で奉公人側の経営幹部らと協議し、店の運営の一翼を担っていくことが求められていたといえるだろう。

(三) 滞在中の心得

その他、勤方定目では、滞在中の慎みについても多数盛り込まれている。例えば、身の回りや髪型は目立たないようにする、小遣いを使いすぎず節約を心掛けること、着用物も「古道」にすることとしている。

特に商売でなく自分用の呉服の調達については、自分で調達せず担当役人に依頼すること、担当役人以外に依頼すると帳合時に誤解を招くので慎むこと、としている。もし呉服を必要とする者は自家の台所役人筆頭に指示を出し、そこから三都の各店舗に調達を依頼するかたちをとることとしている。華美な着物を勝手に調達する同苗・子弟が多数いたことがうかがえる。

また、江戸に出てくる同族に対する滞在中の生活面での注意事項もある。例えば、高額な小道具の購入する場合に各店舗の支配人と相談すること、能・囃子・相撲などに勤番の同族と連れだつて出かけるのは良いが、芝居や「非礼の場」（礼儀に外れる場や行儀の悪い場）に江戸詰め同族と一緒に出かけることは禁止する、などの内容を盛り込んでいる（もし居合わせたら、見習いの者が遠慮することとなっている）。また関東の神社参詣や他出する際は行先・帰宅時刻を支配人に提出すること、習学時は勤務中の遊芸を禁止するが、気晴らしの謡の稽古などは月二度までは許容すること、など余暇の過ごし方についての禁止事項も続く。

遠方の地で見習いをするため、体調管理についても盛り込まれている。勤務中の罹病で医師が湯治を指示した場合、勤番の同族や支配人に許可を取って出かけること、勤務中の泊まりの参詣や保養目的の入湯には、勤番同族の許可と京都（大元方）の許可を得ること、若年子弟の勤務時は、「養生式目」を遵守させること、などを定める。次世代を担う同族子弟の体調管理にはかなり気をつかっている様子がうかがえる。

滞在中の同族子弟に対する指導や健康管理は支配人の担当であった。同族子弟が各店舗に到着すると、支配人が勤方定目を読み聞かせた。勤方定目には各店の支配人らへの注意事項も多数書かれており、勤務中の同族子弟の身持や行いの乱れに注意すること、気になる点は遠慮無く大元方に報告すること、見習いに不都合があれば、支配人を処罰すること、などを盛り込んでいる。三井における家業見習いは父子相伝ではなく、店の支配人や各部署の担当手代の手で指導で行われていた。父親の能力に左右されることなく、一定の質の見習いを受ける事ができる体制になっていたのである。⁽¹⁵⁾逆に、見習いに失態があれば支配人の責任であった。

以上のように、勤方定目には見習いの実施要領から日々生活の禁止事項まで様々な内容を盛り込んだものであった。原則としての「宗竺遺書」に対して、細則としての勤方定目といえるだろう。

5 分裂期の見習い細則―「店々諸事改書付」を事例に―

勤方式目は幕末維新期にいたるまで三井の見習い原則のひとつとして機能していたが、見習い規則は三井の置かれた状況に応じて改訂される場合もあった。例えば、三井が身上一致の原則を破っていた時期などには見習いに関する新たな規則が作られている。

(一) 三井の分裂とは

三井では一八世紀半ば頃から同族の借財増加や同族間の不和で三井内部に不協和音広がるようになっていた。そして、安永三年（一七七四）、ついに三井一家で事業を分割する事態が発生する。具体的には、三井の事業を①呉服部門・②両替部門・③松坂店に三分割し、①を北・新町・家原・長井の四家、②を伊皿子・室町・南・小石川の四家、③を小野田・松坂・永坂町の三家で持ち分ける体制であり、三井では「安永の持分」と呼ぶ分裂状態に突入する。持分の首謀者は伊皿子家三代・高登たかのり（一七二九～一七九三）らであり、同族自ら一致の原則を破ったことになる。持分状態は二〇年以上続くものの、高登没後に、反対する同族とその他の同族・重役らとの裁判を経て寛政九年（一七九七）ようやく再統合にいたる。三井ではこの再統合を「寛政一致」と呼んでいる。

(二) 「店々諸事改書付」に見える家業見習い

三井の分裂状態の始まった安永三年（一七七四）、「店々諸事改書付」⁽¹⁶⁾（以下、改書付）という規則が作成される。これは、同族や店舗に関する複数の規則や通達を集めたものであり、様々な内容が含まれている。従来は家法「宗竺遺書」や各店舗の規則類のなかで、寄会の開催や、同族の勤務、重役の褒美銀（ボーナス）の支給、勘定帳簿への署名・捺印の義務などを定めていたが、持分を受けて現状にあわせて改訂したものと思われる。改書付は現時点で江戸の店と京都の店に収められていたものが伝わっている。

例えば、改書付の江戸詰め同族に対して以下のように定める。①呉服部門の各店舗（本店・向店・芝口店）の寄会に出席する。②江戸往來は配属先の店支配人を一人付ける。③江戸滞在中の小遣いは従来の八割に制限する。ただし、本店を持ち分けている同族の小遣いは本店が、両替店を持ち分けている同族の小遣いは両替店が負担する。④本店を持ち分けている同族の江戸滞在中の食費は江戸本店が負担する。⑤両替店を持ち分けている同族が江戸本店で見習いをし

ている間、食費は江戸両替店が負担する。ただし、寝泊まりは江戸両替店で行う。⑥江戸滞在中、本店持ち分け同族の芝居振舞は半季に一回、両替店側の同苗は不許可とする。⑦江戸滞在中、本店持ち分け同族の菓子類購入は自己負担とする。安永持分で同族各家が事業部門を分割したため、江戸滞在中の同族に対する支出を大元方から各事業部門に切り替えたのが大きな変更点である。

改書付の見習いに関する項目は、安永三年十月十八日に京都を出発し、江戸本店に見習いにかけて喜次郎（高義）に対して、京本店の重役・大川幸右衛門が申し渡した心得（示合）を基にしている。この示合の内容は以下のようなものであった。①江戸本店の中柱で裁物・仕立物を習う。衣服は唐棧留か青梅嶋、羽織は太織嶋、無紋の無地物とする。②習学中の食事は台所で摂る。奉公人の食事より一種多くてよい。③二階で来客応対中に膳長足（早食いカ）は無用とする。④昼間に碁・将棋に興じるのは禁止とする。⑤小遣料は各店の負担で月払いとする。使い過ぎの場合、超過分は各家の賄料から負担する。⑥着用品の調達は担当役人に命じる。売人から直買しない。⑦退役手代が挨拶回りに来る場合、中柱で対応する。⑧他所に出かける際の手続きはこれまで通りとする。神社参詣や他出は行先・帰宅時刻を支配人に申告する。医師が湯治を指示した場合は支配人に許可申請をする。泊まりの参詣や保養目的の入湯は勤番同苗と大元の許可をとる。⑨京都から呉服注文があった場合、担当役人に伝える。中帳庭（売場の管理部門の一つ）から京本店に送り、依頼主に届け代金を回収し、代金は京本店から江戸本店の中帳庭に送る。

その他、見習いに関する内容として、①若年同族の江戸・大坂下向を習学と呼称し、二五歳くらいまでを習学適齢期とする。②同族の江戸・大坂往復の旅費は持分店の負担で従来の八割程度とする。③若年同族の京都店勤務では出勤料を支出する。京本店は一日銀四匁三分とし、子供の場合出勤料は無しとする。京両替店と勢州店は各店舗の判断とする。④江戸初下り同族は持分にかかわらず本店の勤務とする。両替店持分の子供は両替店に止宿する、といった条項が盛り

込まれている。

以上のように、持分期の見習いの規則である改書付は、習字中にかかる費用について大きく変更されており、従来であれば大元方が負担する費目を各店舗が負担するようにし、小遣いや旅費を従来の八割に制限している。これらは支出過多だった持分以前の状況を踏まえた緊縮財政の影響が見習いにも及んでいるものと思われる。また、持分期の特徴として、本店持分同苗と両替店持分同苗で待遇の違う項目もみられる。芝居振舞は、本店側は許可されているが、両替店側は許可されていないし、菓子代は、本店側は自己負担だが、両替店側は店負担となっている。そして、両替店持分同族子弟にも呉服部門での習字を盛り込んでいる。持ち分けをしているとはいえ、三井の事業の根本が呉服商であることを忘れさせないための示合といえよう。寛政九年の寛政一致後、三井では再び勤方定目が基幹的な同族の見習い細則として利用するようになり、明治初期まで運用していくのである。

- (1) 『三井事業史』本篇一、前掲入江著書一四六頁でも触れられている。
- (2) 『三井事業史』資料篇一、二三～四六頁。
- (3) 例えば、滝本誠一編『日本経済大典』（第二三卷、明治文献、一九六九年）などに収録されている。
- (4) 前掲入江著書一四五頁でも触れられている。
- (5) 『三井事業史』資料篇一、二七頁。
- (6) 樋口知代「史料紹介『高富草案』」（『三井文庫論叢』四、一九七〇年、五九～一〇三頁）。
- (7) 近世において「宗竺遺書」は基本的に非公開であり、ごく限られた機会にのみ読み聞かせが行われるだけであった。他方、各店舗には「宗竺遺書」から資産の持ち分け比率など同族のみに関わる条項を削除して成形し直した「家法式目」（三井文庫所蔵史料 本九〇六）という規則が配布されており、定期的な寄会で同族・奉公人に読み聞かせられるもので

あった。同族・奉公人らは「家法式目」を通じて「宗竺遺書」の見習い原則を周知されていたであろう。

(8) 『三井事業史』本篇一、入江著書一三五頁など。

(9) ところで「宗竺遺書」に三井の店前売は伊豆蔵を模倣したものだというくだりがあるが、そこには「縁者之子ども為見習卜店々へ差出し度たのみ候とも無用ニ候、尤不如意成者にて取立旁も悴店に差置候ハ、奉公人並に致し差置可申候、当分にてハ輕存候とも、後々如何様之妨ケに相成可申茂難斗存候、此旨能々可存事」とある。親類の子供を見習いとして店に置いてほしいと依頼があっても断ること、生活に困っている者の悴を店で受け入れる場合、奉公人として雇うこと、としている。見習いで三井の商売のやり方を開示してしまうと、後々不利益を蒙りうる。そのため、親類であっても同族以外の子弟の見習い受け入れは禁止しているのである。三井での見習いはあくまでも同族男子子弟に限定されており、また、見習いと奉公では三井の商売上の技術に触れられる権限に大きな差があったものと思われる。この違いについては今後の課題である。

(10) 「家法式目」(三井文庫所蔵史料 本九〇六)。

(11) 「同苗在江勤番之定式、小遣・路金建」(三井文庫所蔵史料 本九二三、統一二二九)。

(12) 「同苗店々勤方定目」(三井文庫所蔵史料 本九四五〔京本店〕、本九四八〔大坂本店〕、統一一五五〔江戸本店〕)。勤方定目の一部は前掲入江著書一三九頁でも触れられている。

(13) 「三ヶ所両替店同苗出勤式」(三井文庫所蔵史料 統一一五)。

(14) 前掲入江著書一三八〜一三九頁でも部分的に引用されている。

(15) この点は入江も指摘しており、小石川家三代高長の見習期間中に勤務店の異動を命ぜられた際、店支配人が高長の見習い状況が好成績であることを理由に異動させるべきではないと意見しているという(前掲入江著書一五五頁)。

(16) 「店々諸事改書付」(三井文庫所蔵史料 本一二八二―四)。

二 同族の見習い心得

1 初期の見習い心得

(一) 三井高勝の「勤方之定」

前章の改書付でみたように、同族子弟の多くは見習いで江戸に出かける際、京本店から見習いの心得（示合）が通達されていたものと思われる。以下、同族子弟に申し渡された見習い心得を紹介しつつ、そこから読み取れる三井の男子同族子弟の家業見習いの具体像を明らかにする。

まずは最初期の見習い心得からみてみよう。宝永三年（二七〇六）九月、伊皿子家二代の高勝は見習いのために江戸に下向した。高勝は高利の二男であるが、高利次男高富（一六五四～一七〇九、伊皿子家初代）の養子となって伊皿子家を継承する人物である。

高勝は江戸下向に際し、「勤方之定」⁽¹⁾という見習い心得を申し渡されている⁽²⁾。後年、同族子弟が見習いや勤番で各店舗に派遣される際に「示合」が発給されることは先述したが、これはその最初のケースともいえる。「勤方之定」の作成者は養父高富（当時・八郎右衛門）と重役手代四名（小林善次郎〔京本店〕・脇田太右衛門〔江戸本店〕・岡本伝右衛門〔京本店〕・池村市右衛門〔不明〕）である。未だ大元方は設置されておらず（宝永七年〔一七一〇〕設置）、「宗竺遺書」も制定されておらず（享保七年〔一七二二〕制定）、父・高富から子・高勝への申し送りというよりも、三井全体の意志として通達された心得といえるだろう。

「勤方之定」は、以下の一二箇条からなる。

〔史料三〕

勤方之定

- 一 朝者五ツニ起、手水遣、朝飯給、髪結、早々見世江出可被申事
 - 一 見世にてハ商一通者不及申、直打・裁物・前売・奥帳・通所・切店・染地方、右之通能吞込、難知儀者其後所々の手代江相尋可被申事
 - 一 及暮候者、勘定場にて毎日〳〵売高聞可被申事
 - 一 夜者手習清書支配人江見せ可被申候、并算盤も致稽古四ツ半ニ急度臥可被申事
 - 一 京都兩親江一ヶ月二三度宛自筆之書状差為登可被申事
 - 一 向店迄出候共、支配人江断、其上他出帳へ付罷出可被申事
 - 一 不断身之持様猥ニ致中間敷事、并大食・大酒者不及申料理好堅無用、常々保養可被致事
 - 一 衣類我儘ニ拵中間鋪候、入用之節者支配人江相談可被申候、火事繁キ土地にて候間、随分無數所持可被申事
 - 一 買物ニ御出候衆中江懇勲ニ挨拶可被致候
 - 一 六日・十三日向、仏前礼拜可申事
 - 一 京都來狀支配人江読聞せ、又此方より差下シ申書状も不残致拜見づらく読聞せ可被申事
 - 一 上京之節何事ニよらず、我等相尋申候事、無指支速ニ返答可被申候
- 右之通急度相勤可被申候、少ニ而も相違於有之者、早速我等方江為知申様ニ支配人江堅申付置候条、左様相心得可被申候、以上

主な内容は起床・就寝時間（第一条・第四条）、勤務・日課（第二条から第六条）、体調管理と食事（第七条）、着衣（第八条）、外出（第九条）、高利・寿讃の命日の礼拝（第一〇条）、来状の確認（十一条）、などにおよび、店での勤務中の心構えと注意事項で構成されている。ここから、三井では初回の見習時に店舗に関わる業務を学ばせるつもりであったことがうかがえる。興味深いのは、帰京後に高富や京本店の重役から見習に関する口頭試問を受ける予定になっていることであろう（第十二条）。先述のように、この時期まだ大元方は設置されておらず、「宗竺遺書」も存在していない。高勝への「勤方之定」は、見習いの規則・原則というより、体制整備途上の子弟見習い向けの心得であり、具体的な見習いの実施要項だったともいえるだろう。

（二）「勤方之定」の再利用

高勝に宛てて出された「勤方之定」は、その後の同族の江戸下向にも利用されている。たとえば寛保三年（一七四三）、高勝は子の高登（伊皿子家三代）の江戸下向時にこの心得を下付している³。そして、明和八年（一七七二）、高登（当時・八郎右衛門）は江戸本店に心得を送付して補保管させ、京本店でも筆写するよう指示している⁴。ここでは、「江戸見習時に「御式目」（家法式目）」とともに読み聞かせることも申し添えている。高富↓高勝↓高登と、家で継承されてきた心得が高登の時に三井同族全体の心得として継承されるようになったといえよう。

2 一九世紀初期の見習い心得——三井高就^{ながすけ}の場合——

先述した「勤方之定」同様の心得は、前章の改書付でみた同族子弟の見習い心得（示合）とやや性格の異なるものであったが、改書付の心得と類似した史料は三井文庫所蔵史料の中にいくつか残っている。特に、享和二年（一八〇二）

明治三年（一八七〇）の心得の控が合綴されて残っており、個々の心得は「御示合覚」⁽⁵⁾「御示合書」⁽⁶⁾「心得方之覚」⁽⁷⁾「御手控」⁽⁸⁾等と題されている（以下、本稿では見習いの心得を「示合」と呼ぶ）。全員分ではないものの何名かの示合を見ることができ、少なくとも一八世紀後半には京本店が示合を同族子弟に到達していたことがわかる。

（一）高就の初回見習いの心得

示合の綴のなかで最も古い記事は北家七代・高就のものである。大元方設立後、同族子弟の江戸見習いは、三井各家から大元方に照会し、承認が下りたら各家から呉服・両替両事業部門に廻文で到達していたものと思われる。享和二年（一八〇二）二月九日、北家台所から発された廻文が京本店に到来する。そこには「源右衛門様御儀、為御勤番江戸表へ近々御発駕被遊候、御餞別御見送り等之儀ハ、御断被仰度御旨御座候、以上」とあり、源右衛門（北家七代・高就）が見習いのために近々京を出発する旨記載されていた。⁽⁹⁾同十二日にも北家台所から廻文が到来し、高就が下向にいたり江戸滞在中は三三郎と名乗ることも通達された。⁽¹⁰⁾同十四日、高就は江戸勤番の任を帯びた次郎右衛門（新町家五代、高雅）とともに京都を出発した。見送りは元方掛の後見である家城、北家支配人の藤田、その他連店の支配人一名ずつであった。

二月九日に北家から廻文が届くと、京本店は高就を呼び出し、出発に先立って示合と餞別の盃を行った。京本店で盃に相伴したのは京本店の元締から支配・筆頭までの奉公人重役であり、吸い物と菓子を供している。⁽¹¹⁾示合では第一章で述べた勤方定目の読み聞かせを行って巻末に署名捺印し、見習い心得である「示合」が申し渡されたものと思われる。高就が初回見習い時に申し渡されたのは以下の一七箇条の示合であった。

[史料四]⁽¹²⁾

享和貳年戌戌月源右衛門高就様

初御習学御示合之覚

一 御役所之儀ハ見世御手伝惣手代並と可被思召上候

一 両替店御勤番様ハ御役柄と申御建方之通御取扱申上候、御習学ハ訳違ひ手代同様ニ御勤被遊候御事ニ候へ者、万事御謙下被遊候而商向之処、御手練肝要ニ御心得可被遊候、尤（以下欠）

一 両替店江御出之節ハ掛り之支配人へ御達し可被遊候

一 御膳台所ニ而御召上可被遊候

一 御衣服御髪附目ニ立、且那らしく見え候而者、商店之儀故御督意御客方へ対し不遠慮之筋ニ被取候得ハ、此処朝暮能々御思慮被遊万事御慎ミ可被遊候

一 御部屋ニしちりん茶道具差置候而ハ、御督意方御客へ対し不遠慮ニ御座候間、御無用可被遊候

一 昼之内碁将棋御無用可被遊候

一 式日三日之御礼御請被遊候ハ、中柱ニ而御請可被遊候

一 御入用之品御買物一式懸り之支配人・組頭へ可被仰付候、勿論御部屋へ御取寄御覽御無用ニ可被遊候

一 京都より御頼れ御取次之品、是又懸り之支配人・組頭へ被仰付取計次第可被遊候、御直為登御無用御座候

一 小道具屋類御部屋へ立入事御無用ニ可被遊候

一 三巡り真盛寺御参詣之節、宿持又ハ支配人と一緒ニ御出可被遊候

一 芝居御趣向御催し被遊候御参御無用可被遊候、年ニ両三度程店表より御振廻ニ可仕候、其節ハ宿持并支配人御同

道可仕候

但、右芝居ニ不限、御他行之節御医師、其外他所御咄伽衆御連被遊候義御無用可被遊候

一御小遣ひ御定之通御遣ひ過被遊間敷、勿論御上京之節ハ御土産物御入用御座候へハ、平生御遣ひ延し被遊候様御

心懸専一御座候

一宿持支配人より申上候趣御用ひ被遊候間、自然御心ニ難叶義も御座候共、店表建方ニ御座候得ハ、御違背被遊間

敷候

一商店之義ニ御座候へハ、御客来之御はきものハ直し被遊候程之御心入を以、万事御習学可被遊候

一江戸湿気深所ニ御座候、然ニ肴類沢山之土地ニ候得ハ、過食被遊候而ハ御病氣発し可申候間、程克被召上折々御

灸事等被遊、万事御養生を以御堅身ニ勤務可被遊候

戊二月

ここでは主に見習い中の心構えと注意事項を中心に申し渡されている。内容を列記すると、手代同様の勤務に励むこと（第一条・第二条）、両替店には勤番同族が詰めているが、高就のことは手代同様に扱うからよく心得ておくこと（第二条）、勤番同族が詰めている両替店に行くときでも支配人に届け出ること（第三条）、食事は台所で摂ること（第四条）、衣服・髪型は旦那らしく見えないようにすること（第五条）、部屋に七厘・茶道具類を持ち込むことの禁止（第六条）、日中の碁・将棋は禁止（第七条）、式日・三日のお礼の際には中柱で対応すること（第八条）、必要な物品を自分で調達しないこと、部屋で取り寄せて一覧することも禁止（第九条）、京都から取り次ぎの依頼があった場合支配人・組頭に伝えること（第一〇条）、小道具屋を勤番部屋に連れ込むことの禁止（第一条）、三囲神社・真盛寺への参

詣でも宿持手代や支配人を同道すること（第二二条）、芝居などは店から年数度の振る舞いを行うので自分勝手に出かけることの禁止（第一三条）、他行の際に石やお伽衆のような連中を同道するのは禁止（同上）、小遣の使いすぎ禁止（第一四条）、宿持支配人から言われたことには従うこと（第一五条）、店頭では客の履き物を直すような心構えで見習いに励むこと（第一六条）、江戸は湿気が多く酒肴類も豊富なので、過食による病気に気をつけること（第一七条）、時々灸を行い養生をもって健康に気をつけること（同条）、となっている。すでに述べてきた勤方定目や改書付の内容と類似・重複するものも多い。

店頭での心構えや、日中の碁・将棋の禁止、他出時の注意などは勤方定目など他の規則類にも見られる注意事項である。特徴的なのは、部屋への茶道具の持込禁止や小道具の招き入れ禁止などである。小道具屋の招き入れについては初回見習い時の示合に見られる箇条で、文化四年十月の高基（伊皿子家五代）、文化五年二月の高茂（室町家八代）、同八月の政由（家原家五代）、文化八年九月の孝嗣（小野田家五代）の示合に見えるが、後年の示合には見られない。高就の見習いを行った享和年間から文政年間にかけて同族の借財が問題になっている時期であり、習字中の散財・遊芸を注意したものであろう。また、高就自身、後に不行跡や借財の累積などにより同族から隠居・謹慎を命ぜられる人物であり、惣領家である北家当主の中で、三井を代表する「八郎右衛門」を名乗れなかった唯一の人物でもある。他方で文化人としては高い素養を持ち、絵画・和歌・茶道などに造詣があった。一七歳段階でそのような素行が露顕していたのか不明であるが、高就の個性を踏まえた示合の可能性も考えられる。このように、初回習字時の示合は勤務中の心得が中心であり、注意事項・禁止事項などを盛り込んだものであった。三井同族らは初回見習い時に右のような示合を受けた上で、それぞれの勤務地に向かって出発したのである。

なお、高就の江戸滞在中の具体的な活動内容は記録に残っておらず現時点で判然としない。高就は約一年の見習いを

経験し、翌年二月二日、江戸での初回見習を終えて江戸を出立する。東海道を利用して、途中大井川で五日の足止めを受けるものの、勢州を経由して同十九日の七ツ時に帰京した。⁽¹³⁾

(二) 高就の二度目見習い時の心得

高就の二度目下向は文化二年（一八〇五）の九月であった。このときも出発前に示合を申し渡されている。

〔史料五〕⁽¹⁴⁾

文化二年丑九月、三三郎様二度目御習字

御示合之覚

一 商向之儀御承知被遊候通、両三年諸士様方御儉約続、其上八木下直旁売高減少、右二者難相済ニ付、追々御下知之趣を以励方申遣候得とも今一息はき付不申苦々敷奉存候、当秋閏月九月ニ売出し、其余売増申登せ候様、三店格別御下知可被下候

一 見世御人入本状ニ認登り候義、右是迄御人入三者難相済、此処格別相増候様御懸引可被下候、世上御鼻眞を請手前備方叮嚀ニ御会釈柔和三而、先様御満足被遊候処与ならてハ御人入相増申間敷、此処日々御気配り被遊可申候一手前三店、木面類・関東物売捌方無少御座候、此処大数相捌ケ不申候半而ハ、前売繁昌難敷、委細申上候通ニ御座候得ハ此末大数相捌ケ候様、尚又被仰付可被下候

一 商ハ内外治り方能調不申候半而ハ難出来候、皆以店治リニ拘り、是目付所ニ御座候、支配・組頭格、肝心役人共一統慎ミ厚候へ者出来可申、無左候半而ハ商内出来候而も勘定目録鏝目合不申、則入割申上候通御座候間、三店様子日々厚御下知被遊可申候

初回の見習いと比べて、内容が大きく異なる。二度目の見習い対象者には、実店舗での見習いの経験を踏まえて、その時々の上上の景況や店の現状に触れ具体的課題を与えているものと思われる。高就には、近年商売がふるわず、二・三年ほど武家方の儉約も続いており、米価も安値で、三井の呉服部門の売り上げもよろしくない、という現状を伝えたと、以下の任務を与えている。すなわち、①文化二年閏八月に江戸三店（江戸本店・向店・芝口店）大売出を実施し売り上げ増加を報告してきている、以後の売増しに向けて三店（江戸本店・江戸向店・江戸芝口店）の指導をすること。②来店者数は適宜報告されてきているが現状の人入りでは済まされない、来店者の増加につながる努力をすること。丁寧で柔和な会釈を心がけ、客に満足してもらおうようではなくては来店者数の増加は見込めない、日々気配りすること。③江戸の三店では木綿類・関東絹の売れ行きが悪い。これらが売れなくては現金での店前売はふるわない。売れるように努力すること。④商売は内外の治まりが良くななくてはならない。支配人・組頭格以下、役人全員慎重厚くなければ売り上げは良くても勘定目録と一致しない。三店の様子を見ながら下知すること。

右に書かれている現金売の低迷や来店者数の伸び悩みは当該期の本質的課題であり、見習いに出かける同族で対処できる問題ではないが、支配人以下の奉公人や勤番で現地に滞在している同族らと一致協力して店の課題に取り組むよう促しているものといえる。二度目見習いの示合は実務に関わる具体的な注意事項と課題設定が目立つ。はじめに述べたように、二度目以降の見習いは勤番とも称される。半ば店舗運営に関与させるつもりであることが想像される。

3 次世代の三井代表を担う者への示合―三井高福の場合―

次に高福（一八〇八〜一八八五、北家八代）の初回見習い時に出された示合を見てみたい。

文政五年（一八二二）、高福は高満（たかみつ）（一八〇八〜一八五八、新町家六代）とともに初回見習いのために江戸に向けて出発する。これに先立ち、両名は京本店で示合を傳達される。この二名の派遣については先行研究でも触れられている。先述したように、安永年間から寛政年間にかけて、三井は家法「宗竺遺書」で定められている身上一致（財産共有制）の原則を崩し、事業部門を三井各家で持ち分ける「安永持分」期であった。寛政年間に再び一致して、以後身上一致を続けていくのだが、事業部門と家との繋がり強化され、寛政の一致以後もそれが継続し、解消が課題となっていた。文政年間までは同族の借財問題も山積していたが、文政年間にいたりようやくそれらを処理することができた。そこで、三井では若い同族に呉服・両替の両事業部門を体験させることで解消を図ろうとしたのである。¹⁵

高福と高満は文政五年（一八二二）十月から翌年十一月まで江戸で初回の見習いを実施する。高就同様、江戸に派遣される前に、京本店から呼び出されて示合を傳達されている。以下長くなるが前文を掲載する。

〔史料六〕¹⁶

文政五年九月

新町源右衛門様

初而江戸御習学

油小路長四郎様

御下向二付

御示合之覚

一本店御詰二付、手代共御指図申上候通商用向格別ニ御打入り御習学可被遊候、尤御役附キ見世御手伝出し物等万
端子供同前御心得御出情可被遊候

一商内店之儀ニ御座候へハ、御入来御買人様方へ御会积御叮嚀御取扱御はき物迄茂御直し被遊候程之御心入ヲ以、

諸事御謙り御勤務可被遊候

一御詰中裁地物并仕立方諸式積り物、其外商用勵御習字可被遊候

一御衣服平日ハ青梅嶋敷都而綿服之御建ニ御座候間、随分鹿服着用御髪付其外目立候而ハ、御督意御來客様方御目障ニ相成候而者商ひ之妨候得者、此処能々御思慮被遊万事御慎目立不申様御取廻し可被遊候

一兩替店御勤番様ハ御役柄之儀ニ付、御取扱御建方も御座候御事、然ニ御習字之御儀ハ訊違ニ而手代同様ニ御勤可被遊御事ニ候へハ、只々商内筋道能々御鍛鍊追々御掛引出来候様御心得可被遊候

但し、兩替店へ御出之節迎も掛り支配人へ御届可被遊候

一三ノ日等礼式中柱ニ而御請可被遊候

一朝夕御膳三度共台所ニ而御召上可被遊候

一昼之内碁・将棋御無用可被遊候

一御入用之品御買物一式掛り支配人組頭へ可被仰付候、御部屋へ御取寄御覽御無用可被遊候

一京都より御頼レ御取次之品是又掛り支配人・組頭へ被仰付取計次第可被遊候、御直為登相成不申御建ニ御座候、尤重目之品反数为御登被遊候而ハ駄賃費等御座候間決而御無用可被遊候

一三廻り・真盛寺御參詣之節ハ宿持又ハ支配人と御一緒御出可被遊候

一店表より御振舞申上、芝居杯へ御出被遊候節、他所之仁御同伴御無用、其砌ハ宿持并支配人御同道可仕候、勿論御趣向御催等之儀一切御無用可被遊候

但し、其他他所へ御出之節迎も御同様御心得可被遊候

一御小遣料御定之通、月々御勘定被仰付、過上相成不申候様、尤御帰京之節御土産物御入用等之儀、兼而御見積

月々延銀出来仕候様、平日諸事御慎質素御賄可被遊候

但し、先達而御習学様方御過上出来御振合不宜儀二付、無扨元方様へ申上、敵敷御察度被為仰出、一切御過上相成不申様厚御取扱可申上旨被仰付候へハ、此義与得御承知可被遊候、万一過上相成候時ハ不得止事御届申上候儀御座候間、御過上出来不申様為御取扱可被遊候、長々御詰被遊、重而御下向度毎御知商人多相成可申、自然御物入も相増可申候間、初而御下向之御仕候通、甚御大事之奉存候間、此段能々御思慮可被遊候

一江戸表ハ湿気深ク土地ニ御座候、別而魚類沢山候へハ、過食被遊候而ハ御病氣等相発可申、大切之御身上御座候条、飲食程克被召上、折々灸治等被遊候而万端御養生專一ニ御心掛可被遊候

一宿持并支配人より申上候儀、自然御意ニ相叶かたく義も御座候共、御違背被遊間敷候、且又店々多人数之事ニ候へハ、中ニハ思慮浅キ者も御座候、是等之者共我悪敷事ハ不改シ而却而人之非ヲ上リ、讒言ケ間敷事共申上候儀も粗御座候、皆以我身勝手之筋ニ御座候間、決而御取上リ被遊間敷候、万一御聞捨ニも難被遊候儀も候ハ、夫々役柄之者へ御内々可被仰聞候

一御詰中御読物御手跡十路盤等無怠御稽古可被遊候

但し、於御当地御稽古被遊候御書物御持下於彼地可然師ニ御稽古可被遊候、且又本心御修行被遊候へハ、無怠御調可被下候、是又彼地学文所御座候間、御聞合御講釈御聴聞御出可被遊候、兎角大勢御召遣候事故無御学向而ハ難□候間、呉々も御出情可被遊候

右相認候趣前々より御建方御座候条、無御違背急度御守可被遊候、偕①商内向励方駈引之様子万端御見聞可被遊候、御家柄之儀候へハ、後而ハ御名前御讓請可被遊御身上ニ御座候得者、商内筋道御不鍛錬ニ而ハ御下知難被遊候、②御先祖様者御手つから商内千辛勞苦被遊ニ而御家督之基ひ御建被遊、誠難有御事奉存候、右等之儀不思召

上候而ハ乍憚御身之冥加不宜奉存候、夫商人者華美無益之入目相退キ売物下直ニ相磨、其身ヲ謙り正直実意以駢引仕御会釈等申上候時ハ御買人様方御満足被遊、世上之御愛憐御心いき知り、無声にて人呼之道理ニ而店益富來候と申事、御式日被為認置候、是等も能々御勘考可被遊候、於京都ハ御両親様又御同苗様方御曆々被為居御心得違之儀御座候時者御叱被遊候、於彼地も別宅支配人より御趣意違儀ハ可申上候へ共、遠路御苦勞ニ御詰被遊候事故、聊之儀御差扣不申上候儀も御座候哉、初聊成御事も後々ハ大成質と相成御氣進増長御改被遊憎キ物ニ而、終ニハ御心くるハしく様相成申物ニ而御座候、其始ハ皆以世間法外之者共御心易被遊候ニ付、色々之儀御勤申上候故之御儀与奉存候、御若年より御慎□御嚴重なる時ハ悪党者近寄不申候、別而江戸表ハ繁華地ニ而人氣も違候へハ御油断被遊間敷、近來御改付追々被仰遣候へハ、於江戸表も無御遠慮可申上儀ニ奉存候、右之通御示合申上候内ニ者御幼年ニ而御合点致かたく事も御座候様奉存候へ共、折々御覽可被遊、別而御元服後者御心得ニ日々朝ニも御披見被遊能々御熟得、御習字中無御故障御勤務無程目出度御帰京奉希上候、以上

兩名宛ての示合は一六箇条あるが、基本的な構成は改書付や高就の示合と大きく変わらない。特徴的なのは示合の末文である。他の示合にはあまりみられない一文が付されている。特に、①では商売の励み方や掛け引きの様子をよく見聞すること。いずれ三井の家名を相続する身上なのだから商いの筋道を不鍛錬では命令を発することも出来ない、と通知している。名前譲請の身上なのだから鍛錬せよ、という条項は他の示合ではあまり見られない。また、②では先祖らは手ずから商売を行い千辛万苦して家督を築き上げてきた。これを理解しないでは自身の冥加にならない、としている。高利や高平ら子供たちの苦勞を追体験させ、どのように三井の基礎を築いたのか理解させるための見習い、と位置づけていることがわかる。

三井では当時一五歳だった高福・高満に次世代の三井代表を担わせるつもりでいたようだ。京本店における示合においても家業継承させることを意識した内容となっており、家業見習いも元祖以来の三井の商売を理解させるつもりだったことがうかがえる。

事実、高福の見習いは徹底していた。二度目の見習いは文政八年（一八二五）正月～天保二年（一八三一）四月の六年に及ぶ。これは確認できる限り同族子弟の見習いの最長滞在記録ともいえる期間である。この見習いの中に、高福は江戸兩替店や上州の買方見習いなど、江戸の複数の店舗での業務から産地での仕入方法にいたるまで、様々な見習いを経験しているのである。三井同族や大元方が高福に寄せていた期待がうかがえる（他方、高満の二度目の見習いは文政七年五月～文政八年二月であった）。

4 最末期の示合―三井高保の場合―

最後に三井高保（一八五〇～一九二二、室町家一〇代）の示合をみてみよう。高保は明治三年（一八七〇）、二一歳のときに東京呉服店に赴き見習いを行っている。このとき同時に他の若年同族の内、高景（小石川家・八代）が江戸兩替店で、高悠（小石川家七代高喜男、前述）が江戸系店で見習いを行っている。前述したように、これは最末期の見習いであり、高保の示合は確認できる限り最後のものである。

〔史料七〕⁽¹⁷⁾

明治三年五月、竹屋町震之助様初而東京御習学御下向三附

御示合覚

○_ロ 一本店江御詰手代共御差図申上候通、商用向格別御打入り御習学被遊、尤見世御手伝出し物等、万端若キ者同前御心得御出情可被遊候

○_ハ 一商店之儀ニ御座候得者、御入来之御買人様方江御会釈御取扱御はき物迄も御直し被遊候程之御心入ヲ以、諸事御謙御勤務可被遊候

○_ニ 一算筆御不鍛鍊ニ而者万事損失御座候間、御如才無御座候得共、格別御鍛鍊、尤御詰中諸色積り物并ニ裁地物、其外商用向御習学夜分者御手習等可被遊候

一△御衣服平日者綿服之御建ニ御座候間、随分麓服御着用、御髪附其外目立候而者御督意御来客様方妨ニ相成候而ハ、差支候間、目立不申様手代同様御心得可被遊候

一△兩替店御詰御勤番様者御取扱之建方茂御座候得共、御習学之御儀ニ候得者、手代同様ニ御勤可被遊候、只々商之筋道能々御鍛鍊、後年ニ至御駈引御差図出来候様專一ニ御心得可被遊候
但、兩替店江御出候之節迎茂掛り支配人江御届可被遊候

○ 一△式日三日礼式中柱ニ而御請可被遊候

一△昼之内碁將戲等御無用、尤夜深シ之儀者御身為ニ不宜候間、御心得可被遊候

○_コ 一御身持御風俗御古道ニ可被遊候、御着用物其外御入用品、御買物一式掛り支配人・組頭江可被仰付候、尤御部屋江御取寄御覽御無用可被遊候

一△従京都自然被御頼之御品茂御座候ハ、是又掛り支配人・組頭江被仰付、兩人之者より申上候次第可被遊候、御直為登相成不申御建ニ御座候、尤為見物并重目之品反數御為替ニ相成候而ハ駄賃費ニ御座候間、決而御無用可被遊候

一△御膳三度共台所ニ而御召上り可被遊候

但、朝家内同様ニ御起被遊候而、御膳同時ニ御召上り可被遊候

一三囲并ニ真盛寺江御參詣又ハ外方江御他行之節、他所之仁御同伴御無用、其砌者宿持又ハ支配人御借可仕候、勿論御物好等之儀ハ一切御無用之事

一△二階御部屋江手代・子供御招集メ被遊候而者自然油断ニ相成、身為ニ不宣、又御呼寄之内ニハ心得違も仕、店治りニ拘可申間、此所能々御賢慮可被遊候事

但、昼之内ハしちりん江火ヲ繼候義、風強キ土地柄用心ニも拘候間、御無用可被遊候

一△御小遣料御定之通一切過上相成不申候様、別而当節物之義ニ候得者格別御慎、尤御帰京之節御土産物御入用等之儀者頭より御見積可被遊候、何分平日御質素御取賄可被遊候

但、万一御過上出来候時者不得止事、元方様方江其段可申上儀ニ御座候間、此段篤与御承知被遊一切御過上出来不仕様、呉々茂御取賄可被遊候、御下向毎ニ御手付キも多ク相成可申ニ就而ハ自然与御物入茂相増可申間、初而御下向之御仕癖甚御大事ニ御座候、何分御手元之処肝心ニ御座候、此段能々御思慮可被遊候

一江戸表ハ湿気深キ処ニ御座候、其上魚類下魚等沢山之土地ニ候得者、過食被遊候而ハ御病氣発候基ニ相成可申、別而御大切之御身上ニ御座候間、程克被召上、折々御灸治等被遊万端御養生御勤務可被遊候

△一宿持并ニ支配人より申上候趣自然思召ニ難相叶儀茂御座候共、御違背被遊間敷候、偕又店々多人數之事ニ候得者、思慮浅キ者杯ハ兎角ニ見え作り、我非ヲ隠し却而人之非ヲ上ケ、強言ケ間敷事共申上候儀茂粗御座候、是等ハ皆以勝手筋ニ候間、決而御取上ケ被遊間敷候、万一御聞捨ニ茂難被遊義茂候ハ、夫々役柄之者へ御内々可被仰聞候△一是迄御習被遊候御書物御持下り、無怠御素読被遊、其上御稽古被遊度思召候ハ、其段被仰出、師御求御学可被遊候

史料七は高保に申し渡された示合の下書であろう。高保は明治三年五月に京本店において示合を通達されている。全一六箇条あり、内容は全体的に先述した高福の時期のものに類似している。高就の時期にみえる小道具屋の招き入れの勤仕や茶道具の持ち込み禁止の条項が無くなり、また高福・高満の示合にみえる名前譲替えに関する記述も無い。

明治三年の見習いは江戸の呉服店で実施された最後の見習いであった。この後三井では呉服店の切り離しなど大規模な事業再編を実施し、元祖以来の商売は近代三井の事業基盤ではなくなった。旧来の家業見習いはこれをもって終了するのであるが、近世半ばに定まった習学規則の枠組みは一〇〇年近く継続し明治三年頃まで運用されていたのである。

5 小遣使用の注意にみえる示合の変化

以上いくつかの示合をみてきたが、大半の示合に盛り込まれながら、時期によって記述内容が大きく変化するものもいくつかある。特に小遣使用に関する項目で顕著であり、書き方が数度変化する。三井では見習いや勤番において、大元方から交通費や滞在費を支給するのだが、同族による使いすぎが恒常化しており、小遣いの支出に対して神経をとが

らせていた。見習いに送られた同族の小遣い使用状況を踏まえて文言を変化させ、使いすぎないように注意を促している様子がうかがえる。

たとえば、本章で最初に紹介した享和二年（一八〇二）の高就の初回見習いでは、示合で「御小遣ひ御定之通御遣ひ過被遊間敷、勿論御上京之節ハ御土産物御入用御座候へハ平生御遣ひ延し被遊候様御心懸専一御座候」と述べている。小遣いは規定通り支給するので、使いすぎではならない、帰京時の土産代も小遣いから支出するので、平生の遣い残しに心がけること、という書き方になっている。

次に、文化八年（一八一）に実施した孝嗣たかつぐ（一七九七〜一八二八、小野田家五代）の初回見習いの場合、「御小遣月勘定被遊一切御過上出来不申様、勿論御上京之節者御土産物御入用ニ御座候へ者、夫丈ヶ月々ニ而御遣ひ延シ不被遊候而ハ御上京之節思召之外御過上出来候物御座候間、平生御心掛専一御座候¹⁸」となっている。小遣いは月勘定とし一切使いすぎとならないようにすること。帰京時の土産代も含まれる。毎月小遣いを温存しなくては帰京時に使いすぎとなるので平生から心がけること、となっている。高就の示合と違い、小遣いは毎月勘定を行い、月々の使いすぎに気を付けるように改訂している。

先述したように、文政五年（一八二二）の高福の示合の場合、小遣いの箇条は孝嗣とほぼ同一である。しかし以下のような但し書きが追加されている。史料六の二三条目を見ると、先だつての習学同族で使いすぎた者がいた。振り合いが良くないため、やむを得ず大元方に報告して嚴重注意を与えた。大元方からは一切使いすぎをしてはならないと通達するよう命ぜられているので、良く承知すること。もし使いすぎた場合は報告し、使いすぎが出ないように取り扱うこと。長期間の滞在となるので、知己の商人も増え、自然と支出も増えるだろう。初めての下向なので特に大事に心得てよく思慮すること、とされている。小遣いの使いすぎをした同族に大元方から嚴重注意を与えたことを記載し、違反者

へのペナルティを明言して同族に対して使いすぎないように注意を促しているといえよう。

明治三年（一八七〇）の高保の示合の場合、本文は孝嗣・高福の示合と表現は大差無いが、但書の表現が変化している。史料七の一三条目を見ると、近年習学で下向した同族は慎み良く小遣いの延銀が生じている。万一使いすぎた場合、やむを得ず大元方へその旨報告することになる。よく承知して使いすぎないように。下向の回数が増えたと付き合ひも増えて物入りになる。初めての下向時の癖が大事である。お手元の始末が肝心である。良く思慮すること。

高福までの示合では使いすぎが恒常化しており、嚴重処分もありうることを提示していたが、高保の示合では近年の見習い同族は小遣いを適正に使用し延銀を生じさせていることを述べて、使いすぎに気をつけるように促している。

三井の呉服部門では習学中の同族の小遣い浪費に特に神経をとがらせていた。示合は店の状況や同族の態度などによって毎回適宜必要な修正を加えるもので、他の規則類よりもより現実に即した注意事項、心得だったように思われる。この点、高勝から高登に引き継がれ、江戸本店・京本店に移管された「勤方之定」とは大きく異なっているように思われる。

- (1) 「勤方之定」(三井文庫所蔵史料 本九二九―四)。入江前掲著書一五四頁でも触れられている。
- (2) 前掲入江著書一五三―一五九頁や『三井八郎右衛門高棟伝』(三井八郎右衛門高棟伝編纂委員会編、一九八八年、五八―五九頁)において同族向けの「示合」を用いて家業見習の様子を紹介している。
- (3) 「勤方之定」の入っている箱の裏に高勝から高登に宛てて「宗栄居士江戸初勤之節被仰渡一書今亦相護也如件」と書かれており、高勝から高登に引き継がれたことがうかがえる。
- (4) 「江戸本店初勤要用勤方」(三井文庫所蔵史料 北二二一七)。

- (5) 「御示合覚」(三井文庫所蔵史料 別六七六一・三・五・六・七・一〇・一二・一九・二一・三〇・四五・四八・六三・六四)。
- (6) 「御示合書」(三井文庫所蔵史料 別六七六一・二・四・八・九・一三・一四・一五・一七・一九・二〇・二二・二六・四七・四九・七一・七二)。
- (7) 「心得方之覚」(三井文庫所蔵史料 別六七六一・一六・二三)。
- (8) 「御手控」(三井文庫所蔵史料 別六七六一・二七・三二・三三・三四・三六・三九・四一・四二・四四・五八)。
- (9) このことから、同族子弟の見習いは三井各家と大元方とで決定し、了承が得られたら各家から呉服・両替両事業部門に回覧で通達されることがうかがえるのだが、子弟を見習いに送り出す決定過程については詳細を明らかにできていない。
- (10) 後掲する第1表にも記載しているように、同族子弟は見習いに出かける際に幼名を名乗っている。奉公人とともに勤務する際に三井同族的な名前では具合が悪かったためであろう。
- (11) 「名代言送帳」(享和二年二月九日条(三井文庫所蔵史料 別一七六四))。
- (12) 「御示合之覚」(享和二年二月(三井文庫所蔵史料 別六七六一・七〇))。
- (13) 「書状之控帳」(享和三年二月十八日(三井文庫所蔵史料 別八三三))、「名代言送帳」(享和三年二月十九日条(三井文庫所蔵史料 別一七六五))。
- (14) 「御示合之覚」(文化二年九月(三井文庫所蔵史料 別六七六一・六六))。
- (15) 『三井事業史』(本篇一、五五七頁)。
- (16) 「御示合之覚」(三井文庫所蔵史料 別六七六一・五二)。入江前掲著書一五四〜一五五頁。入江は高福の示合の同一箇所を紹介しているものの、その意義については言及していない。
- (17) 「御示合覚」(三井文庫所蔵史料 別六七六一・一)。
- (18) 「御示合下書」(三井文庫所蔵史料 別六七六一・五九)。

第1表 三井同族の家業見習い(時系列)

No.	任務	家・代目	出自	名前	派遣時の名前	回数	年齢	本地 出生年月	勤務地 出生年月	勤務地
1	習学	北家初代	高俊四男	高利		初習学	14歳	寛永12年	慶安2年	江戸
2	習学	北家二代	No.1長男	高平		初習学	15歳	寛文7年	寛文12年	江戸
3	習学	伊皿子家初代	No.1次男	高富		初習学	15歳	寛文8年	寛文12年	江戸
4	習学	新町家初代	No.1三男	高治		初習学	15歳	寛文11年		江戸
5	習学	室町家初代	No.1四男	高伴		初習学	15歳	延宝元年		江戸
6	習学	小石川家初代	No.1十男	高春		初習学	13歳	貞享4年		江戸
7	習学	室町家二代	No.1六男の次男	高速		初習学	13歳	宝永元年4月		江戸
8	習学	伊皿子家二代	No.1十一男	高勝	庄之助	初習学	15歳	宝永3年9月	宝永6年5月	江戸
9	習学	伊皿子家二代	本阿弥九右衛門三男	高勝	庄之助	二度目	19歳	宝永7年?	正徳元年5月	江戸
10	習学	松坂家二代	No.157五男	孝紀	八助	初習学	17歳	享保9年10月	享保15年11月	大坂
11	習学	小野田家二代	No.149長男	高邁	万藏	初習学	15歳	享保14年10月	享保15年10月	江戸
12	習学	北家四代	No.149長男	高美	治兵衛	二度目	17歳	享保16年3月	享保16年5月	江戸
13	習学	北家四代	No.149次男	高陳	金藏	初習学	16歳	享保18年9月	享保19年9月	江戸
14	習学	長井家二代	No.149三男	高弥	則次郎	二度目	17歳	享保19年9月	享保20年閏3月	大坂
15	習学	新町家三代	No.10長男	高陳	金藏	二度目	18歳	元文元年6月	元文2年5月	江戸
16	習学	松坂家三代		高弥	金藏	二度目	18歳	元文元年9月	元文3年3月	江戸
17	習学	長井家二代		高陳	則次郎	二度目	18歳	元文2年9月	元文3年4月	大坂
18	習学	長井家二代		高陳	金藏	二度目	18歳	元文元年9月	元文3年4月	江戸
19	習学	新町家三代		高時	則次郎	二度目	16歳	元文4年3月	元文5年3月	大坂
20	習学	小石川家三代		高時	元藏	初習学	15歳	元文4年6月	元文5年4月	大坂
21	勤番	松坂家三代		高時	元藏	二度目	18歳	元文2年9月	元文5年3月	江戸
22	習学	室町家三代	No.7長男	高興	清藏	初習学	15歳	元文4年9月	元文5年9月	大坂
23	習学	家原家二代	No.149五男	政熙	清藏	二度目	19歳	元文5年8月	寛保元年11月	江戸
24	習学	小石川家三代		高長		二度目	16歳			江戸
25	習学	家原家二代		政熙		二度目				江戸

(三井同族の家業見習いに関する基礎的研究(下向井))

No.	任務	家・代目	出自	名前	派遣時の名前	回数	年齢	本拠地 出生年月	勤務地 出生年月	勤務地
26	勤番	室町家三代		高興		二度目	17歳	寛保元年10月着	寛保2年7月出立	大坂
27	習学	伊血子家三代	No.8次男	則次郎	源右衛門 則次郎	初習学	15歳	寛保2年10月着	延享元年3月	江戸
28	習学	永坂町家三代	No.158長男	高登	庄之助	初習学	15歳	寛保3年4月	寛保3年4月	江戸
29	習学	家原家二代		高路	専次郎	初習学	15歳	寛保3年6月	延享2年出立	大坂
30	習学	南家三代	No.153長男	政麿	清藏	三度目	19歳	延享元年9月	延享3年2月	江戸
31	習学	永坂町家三代		高邦	長八	初習学	15歳	延享元年9月	延享2年	江戸
32	習学	伊血子家三代		高路	専次郎	二度目	17歳	延享2年9月	延享4年3月	江戸
33	習学	小野田家三代		高登	源右衛門	二度目	18歳	延享3年12月	延享4年	江戸
34	習学	南家三代	No.11長男	孝本	弥助・宗五郎	初習学	15歳	延享4年4月	寛延元年3月	大坂
35	習学	松坂家二代次男	No.10次男	高邦	八五郎	二度目	18歳	寛延元年10月着	寛延元年10月出立	大坂
36	習学	小野田家三代		正義	宗五郎	初習学	18歳	寛延3年	宝暦元年9月	江戸
37	習学	松坂家二代次男		孝本	正義	二度目	18歳	寛延3年9月	宝暦元年9月	江戸
38	習学	松坂家二代六男	No.10六男	正義	正吉	初習学	15歳	宝暦4年6月	宝暦13年6月	江戸
39	習学	北家五代	No.13男	高清	丑松	初習学	16歳	宝暦6年9月	宝暦7年7月	江戸
40	習学	長井家二代長男	No.14長男	高行	伊八	初習学	16歳	宝暦9年5月着	宝暦10年4月出立	江戸
41	習学	北家五代	No.20長男	高清	幾八	二度目	19歳	宝暦10年4月	宝暦11年4月	江戸
42	習学	新町家四代	No.10七男	高典	長次郎・八五郎	初習学	15歳	宝暦11年4月	宝暦12年3月	江戸
43	習学	松坂家四代	No.153次男	高亮	弁吉	初習学	15歳	宝暦12年閏4月	宝暦13年4月	江戸
44	習学	室町家四代	No.20次男	高典	源右衛門	二度目	18歳	宝暦13年10月	明和元年10月	江戸
45	習学	松坂家四代		高亮	進藏	二度目	22歳	明和元年10月	明和2年7月	江戸
46	習学	松坂家二代六男		高岳	正吉	二度目	18歳	明和2年2月	明和3年3月	江戸
47	習学	室町家四代		正吉	三三郎	二度目	18歳	明和2年4月	明和3年3月	江戸
48	習学	室町家四代		高亮	八五郎	二度目	19歳	明和2年4月	明和4年正月	江戸
49	習学	南家四代		高亮	勝右衛門	初習学				江戸
50	習学	南家四代		高亮						江戸
51	習学	南家四代		高亮						江戸
52	習学	南家四代		勝右衛門						江戸

53	習学	小石川家四代	No.20男	高董	伊之介	初習学	15歳	明和3年9月	明和4年閏9月	江戸
54	習学	小石川家四代		高董	源次郎	二丁目	17歳	明和5年10月	明和6年10月	江戸
55	習学	長井家三代	No.29次男	高義	亀之助	初習学	15歳	明和7年4月	明和7年11月	京都
56	習学	長井家三代		高義	喜次郎	二丁目	16歳	明和8年2月	明和9年3月	江戸
57	習学	長井家三代		高義	喜次郎	三丁目	18歳	安永2年3月	安永2年8月	大坂
58	習学	永坂町家四代	No.29四男	高蔭	亀之助	初習学	15歳	安永2年閏3月		江戸
59	習学	永坂町家四代	No.40長男	高祐	八之助	初習学	15歳	安永2年9月	安永3年9月	江戸
60	習学	永坂町家四代		高蔭	喜次郎	四丁目	19歳	安永3年10月	安永5年9月	江戸
61	習学	北家六代		高祐	八之助・新八	二丁目	18歳	安永5年3月	安永6年3月	江戸
62	習学	永坂町家四代		高蔭	宗十郎	二丁目	18歳	安永5年冬	安永6年4月	江戸
63	習学	永坂町家四代		高蔭	宗十郎	三丁目	19歳	安永6年4月	安永6年5月	京都
64	習学	小野田家四代	No.29五男	孝徽	宗五郎	初習学	16歳	安永6年9月	安永7年9月	江戸
65	勤番	伊皿子家四代	No.28次男	高年	三郎助	初習学	16歳	安永6年11月	安永8年5月	江戸
66	習学	新町家五代	No.15男	高年	金藏	初習学	15歳	安永8年10月	安永9年5月	江戸
67	勤番	伊皿子家四代		高年	三郎助	二丁目	20歳	天明元年4月	天明2年5月	江戸
68	習学	小野田家四代	No.45男	孝徽	宗五郎	二丁目	20歳	天明元年4月	天明2年9月	江戸
69	習学	南家五代		高英	清藏・長次郎	初習学	15歳	天明元年10月着	天明3年4月	江戸
70	習学	新町家五代		高雅	金藏	二丁目	18歳	天明2年4月	天明3年4月	江戸
71	習学	長井家三代		高義	八藏	五丁目	28歳	天明3年3月	天明4年5月	江戸
72	習学	小野田家四代		孝徽	八助	三丁目	22歳	天明3年5月	天明4年11月	江戸
73	習学	新町家五代		高雅	金藏	二丁目	21歳	天明5年4月	天明6年4月	江戸
74	勤番	南家五代		高英	次郎右衛門	二丁目	19歳	天明5年5月	天明6年9月	江戸
75	習学	家原家四代	家原政董長男	政明	長次郎	初習学	16歳	天明6年4月	天明7年6月	江戸
76	習学	長井家三代		政昭	喜次郎	六丁目	34歳	寛政元年閏6月着	寛政2年9月出立	江戸
77	習学	家原家四代		高民	長次郎	二丁目	19歳	寛政元年8月	寛政2年10月	江戸
78	勤番	室町家五代		高経	元之助	初習学	16歳	寛政2年正月	寛政3年5月	江戸
79	習学	小石川家五代	No.46長男	高民	元五郎	初習学	15歳	寛政3年4月	寛政4年8月	江戸
80	勤番	室町家五代	No.22男	高民	元之助	二丁目	19歳	寛政5年8月	寛政6年7月	江戸
81	習学	小野田家四代		孝徽	八助	四丁目	34歳	寛政7年4月	寛政8年12月	江戸

No.	任務	家・代目	出自	名前	派遣時の名前	回数	年齢	本拠地 出生年月	勤務地 出生年月	勤務地
82	習学	小石川家五代		高経	宗五郎	二度目	19歳	寛政7年4月	寛政9年7月	江戸
83	習学	北家七代	No.40次男	高就	三三郎	初習学	17歳	享和2年2月	享和3年2月	江戸
84	習学	室町家七代	No.43長男	高通	善吉	初習学	24歳	享和2年5月	享和3年8月	江戸
85	習学	松坂家六代	No.41長男	高匡	進藏	初習学	15歳	享和3年2月	文化元年5月	京都
86	習学	松坂家六代		高匡	進藏	二度目	18歳	文化元年	文化3年	江戸
87	習学	新町家五代養子	No.66養子	高一	高四郎	初習学	20歳	文化元年5月	文化2年8月出立	江戸
88	習学	北家七代		高就	三三郎	二度目	15歳	文化2年9月	文化4年2月	江戸
89	習学	伊皿子家五代	No.69長男	高基	勝之助	初習学	19歳	文化4年9月	文化5年3月	江戸
90	習学	松坂家六代		高匡	進藏	三度目	19歳	文化4年10月	文化6年4月	京都
91	習学	室町家八代	No.79長男	高茂	元藏	初習学	16歳	文化5年2月	文化6年2月	江戸
92	習学	家原家五代	No.75次男	政由	次郎藏	初習学	16歳	文化5年8月	文化6年9月	江戸
93	習学	新町家五代養子		高一	高四郎	二度目		文化5年10月		江戸
94	習学	伊皿子家五代		高基	勝之助	二度目	17歳	文化6年5月	文化7年5月	江戸
95	習学	小野田家五代	No.75三男	孝嗣	宗五郎	初習学	15歳	文化8年9月	文化9年8月	江戸
96	習学	家原家五代		政由	次郎藏	二度目	19歳	文化8年9月	文化9年8月	江戸
97	習学	室町家八代		高茂	元藏	二度目	20歳	文化9年10月	文化10年10月	江戸
98	習学	室町家八代		高茂	元藏	三度目	23歳	文化12年6月	文化13年8月	江戸
99	習学	家原家五代		政由	次郎藏	三度目	23歳	文化12年11月	文化14年3月	江戸
100	習学	小石川家六代	No.79三男	高益	升藏	初習学	17歳	文化13年8月	文化14年9月	江戸
101	習学	永坂町家五代	家原政董男	高延	三三郎	初習学	32歳	文政2年閏4月	文政3年5月	江戸
102	習学	室町家八代		高延	元藏	四度目	27歳	文政2年5月	文政5年7月	江戸
103	習学	長井家五代		高茂	四郎太郎	初習学	17歳	文政5年3月	文政6年3月	江戸
104	習学	北家八代	No.55三男	高厚	長四郎	初習学	15歳	文政5年10月	文政6年11月	江戸
105	習学	新町家六代	No.83長男	高福	金藏	初習学	15歳	文政5年10月	文政6年11月	江戸
106	習学	小石川家六代	No.59次男	高満	升藏	二度目	24歳	文政6年6月	文政8年7月	江戸
107	習学	新町家六代		高益	金藏	二度目	17歳	文政7年5月	文政8年2月	江戸
108	習学	小野田家五代		孝嗣	宗五郎	二度目	28歳	文政7年5月	文政9年8月	江戸

No.	任務	家・代目	出自	名前	派遣時の名前	回数	年齢	本地地 出生年月	勤務地 出生年月	勤務地
138	習学	伊皿子家七代	No.115男	高生	守之助	初習学	13歳	安政4年9月	安政5年10月癸	江戸
139	習学	永坂町家七代	No.104次男	高猷	宗之助	初習学	18歳	安政4年10月	安政6年6月	京都
140	習学	新町家八代	No.105三男	高辰	則之助	初習学	15歳	安政6年4月		江戸
141	習学	永坂町家七代		高猷	宗之助	二度目	21歳	万延元年		江戸
142	習学	南家八代	No.104五男	高弘	寿之助	初習学	16歳	慶応元年2月	文久元年正月	江戸
143	習学	小石川家八代	No.123長男	高景	寿之助	初習学	17歳	慶応3年5月	慶応2年4月	江戸
144	習学	南家八代		高弘	寿之助	二度目	20歳	明治2年6月		江戸
145	習学	室町家十代	No.104五男	高保	寿之助	初習学	20歳	明治3年5月		東京
146	習学	小石川家八代		高景	貞次郎	二度目	20歳	明治3年5月着		東京
147	習学	小石川家七代男	No.123男	高悠	復太郎	初習学	19歳	明治3年5月着		東京
148	習学	松坂家八代	No.121長男	高復				明治5年2月		横浜
149	習学	北家三代	No.2長男	高房				不明	不明	—
150	習学	新町家二代	No.4長男	高方				不明	不明	—
151	習学	室町家六代	No.78長男	高光				不明	不明	—
152	習学	南家初代	No.19男	高久				不明	不明	—
153	習学	南家二代	No.152長男	高博				不明	不明	—
154	習学	小石川家二代	No.4三男	高副				不明	不明	—
155	習学	松坂家初代	桜井弘重四男	孝賢				不明	不明	—
156	習学	松坂家五代	西村広嶋男	高行				不明	不明	—
157	習学	永坂町家初代	小野田俊貞三男	高古				不明	不明	—
158	習学	永坂町家二代	No.157次男	高豊				不明	不明	—
159	習学	小野田家初代	益田玄春男	孝俊				不明	不明	—
160	習学	家原家初代	家原政次次男	政俊				不明	不明	—
161	習学	長井家初代	No.14女	かち				不明	不明	—
162	習学	長井家四代	No.55次男	伝藏				不明	不明	—

出所)『稿本三井家史料』、「同苗店々勲方定目」(三井文庫所蔵史料 本945・本948・続1135)、「同苗江戸大坂勤番小遣路金之建」(三井文庫所蔵史料 本1031-4)、
「示合控」(三井文庫所蔵史料 別676)。

二代）が最初である。二番手は正徳元年に派遣されたと思われる高邁（松坂家二代、No. 10）である。この二名は「宗竺遺書」制定前の見習いであり、「高富草案」に見られる見習い原則と、高勝に発令された「勤方之定」などの心得に基づいて見習いを行ったものと思われる。

「宗竺遺書」制定後、最初の見習いは確認できる限り孝紀（小野田家二代、No. 11）である。これ以後「宗竺遺書」や勤方定目に基づき、適齢期を迎えた同族は居住地以外にある営業店舗での家業見習いを行っているものと思われる。なお、確認できる最終期の見習いは、明治三年（一八七〇）に派遣された高保（室町家十代、No. 145）、高景（小石川家八代、No. 146）、高悠（小石川家七代男、No. 147）の三名と、明治五年（一八七二）に横浜店に派遣された高復（松坂家八代、No. 148）であった。この時期、三井では呉服店を分離し、銀行を中核とした新たな事業基盤への転換を図っており、三井における呉服事業の終焉とともに家業見習いもまたその役目を終えた。

2 家別の家業見習いの状況

今度は三井一家ごとの傾向を見てみよう。第1表をもとに家ごと・当主ごとに見習い回数、年齢をまとめた（第2表）。ここでは見習い適齢期の勤番者も含めた。修行・見習いの経験を確認できる同族は不明の一六名を除いて七六名で、この内見習い一回は二一名（高利・高平・高富・高伴・高春ら黎明期の同族も含む）、二回は四二名（二〇歳未満で勤番として下向している八名も含む）、三回は一〇名、四回は二名で、五回以上見習いに行った者は高義（長井家三代）の六回がある。「宗竺遺書」等に定められているように、半数以上の同族が見習いを二回経験していることがわかる。一回のみの見習いで終えている同族も少なからずいたようだが、黎明期や幕末維新期に集中しているため、三井の抱える事情によって見習いを一回しか経験できなかった者であろう。

三回見習いに赴いていたのは高雅（新町家五代）、高喜（小石川家七代）、高匡（松坂家六代）、高蔭（永坂町家四代）、孝徴（小野田家四代）、政熙（家原家二代）、政由（同五代）、政春（同六代）、高陳（長井家二代）、高厚（同五代）である。高喜を除き連家の者が多い傾向である。四回見習いに赴いていたのは高茂（室町家八代）、高敏（松坂家七代）、六回は高義（長井家三代）である。以下、四回以上見習いに行った者の傾向を見てみよう。⁽²⁾

高茂（一七九三〜一八三四）は小石川家五代高経の長男で、二〇歳で室町家に入った。この時期から他借が多く放蕩者であったため、二回目以降は江戸勤番として赴いているが、実質的に見習い扱いであったものと思われる。

高敏（一八二三〜一八八五）は天保八年（一八三七）に一五歳で京本店で見習いを行ったのち、同十年にも京都で見習いを行い、同年に北家高福の義弟となつたうえで実父高匡の養子として松坂家に復帰。翌年松坂大年寄見習となる。

天保十三年、二〇歳のときに江戸で見習いを実施。嘉永二年（一八四九）二七歳で家督相続し、同三年に則右衛門名前を襲名。同四年、二九歳のときに江戸で見習いを行っている。四度目の京都見習いは、謹慎中で京本店に寄宿の上、見習いを命ぜられたものである（「則右衛門様御慎三付於本店御寄宿御習学被仰付候」）。松坂家の相続や松坂の大年寄見習を務めるなどの事情があり、京都での見習いを若い頃に二回行わざるをえず、江戸での見習いも遅れたものと思われる。

高義（一七五六〜一八四〇）は永坂町家三代・高路の次男であり、明和三年（一七六六）に高路が義絶となったことで一歳で家督相続をしている。明和六年（一七六九）に長井家二代・高陳の養子となり長井家に入る。明和八年（一七七二）に一五歳で数ヶ月実施した京都見習いを皮切りに一六歳で江戸に一年余、一八歳で大坂に五ヶ月、一九歳で江戸に約二年、二八歳で江戸に二年余、三四歳で江戸に一年余滞在している。家督相続が初回の京都初出勤の時期と重なったため初回の京都を長めにとり、三度目に大坂に見習いに出かけるなど、変則的な見習いを行っているため回数が増えている。

第2表 三井同族の家業見習いの回数・年齢（家別）

家	代目	名前	回数	初回	二回	三回	四回	五回	六回
北家	初代	高利	1	14歳					
	二代	高平	1	15歳					
	三代	高房	不明						
	四代	高美	2	15歳	17歳				
	五代	高清	2	15歳	19歳				
	六代	高祐	2	15歳	18歳				
	七代	高就	2	17歳	20歳				
	八代	高福	2	15歳	18歳				
	九代	高朗	2	15歳	18歳				
伊皿子家	初代	高富	1	15歳					
	二代	高勝	2	15歳	19歳				
	三代	高登	2	15歳	18歳				
	四代	高年	2	16歳	20歳				
	五代	高基	2	15歳	17歳				
	六代	高映	2	16歳	18歳				
	七代	高生	1	13歳					
新町家	初代	高治	1	15歳					
	二代	高方	不明						
	三代	高弥	2	15歳	18歳				
	四代	高典	2	15歳	18歳				
	五代	高雅	3	15歳	18歳	21歳			
	五代	高一	2	不詳	不詳				
	養子								
	六代	高満	2	15歳	17歳				
七代	高淵	2	15歳	19歳					
八代	高辰	1	15歳						
室町家	初代	高伴	1	15歳					
	二代	高遠	1	13歳					
	三代	高興	2	15歳	17歳				
	四代	高亮	2	15歳	18歳				
	五代	高民	2	16歳	19歳				
	六代	高光	不明						
	七代	高迪	1	24歳					
	八代	高茂	4	16歳	20歳	23歳	27歳		
	九代	高良	2	15歳	19歳				
	十代	高保	1	20歳					

家	代目	名前	回数	初回	二回	三回	四回	五回	六回
南家	初代	高久	不明						
	二代	高博	不明						
	三代	高邦	2	15歳	<u>18歳</u>				
	四代	高業	2	15歳	19歳				
	五代	高英	2	15歳	19歳				
	六代	高影	2	15歳	18歳				
	七代	高愛	2	15歳	18歳				
	八代	高弘	2	16歳	<u>20歳</u>				
小石川家	初代	高春	1	13歳					
	二代	高副	不明						
	三代	高長	2	16歳	19歳				
	四代	高董	2	15歳	17歳				
	五代	高経	2	15歳	19歳				
	六代	高益	2	17歳	24歳				
	七代	高喜	3	17歳	19歳	24歳			
	七代男 八代	高悠 高景	1 2	<u>19歳</u> 17歳	<u>20歳</u>				
松坂家	初代	孝賢	不明						
	二代	高邁	1	17歳					
	二代次男	正蔵	2	不詳	不詳				
	二代六男	正吉	2	不詳	不詳				
	三代	高峙	2	<u>15歳</u>	18歳				
	四代	高岳	2	18歳	22歳				
	五代	高行	不明						
	六代	高匡	3	<u>15歳</u>	18歳	19歳			
七代	高敏	4	<u>15歳</u>	<u>17歳</u>	20歳	<u>29歳</u>			
八代	高復	1	<u>13歳</u>						
永坂町家	初代	高古	不明						
	二代	高豊	不明						
	三代	高路	2	15歳	17歳				
	四代	高蔭	3	15歳	18歳	<u>19歳</u>			
	五代	高延	1	32歳					
	六代	高潔	2	<u>15歳</u>	22歳				
	七代	高猷	2	<u>18歳</u>	21歳				
小野田家	初代	孝俊	不明						
	二代	孝紀	1	17歳					
	三代	孝本	2	15歳	18歳				
	四代	孝徴	3	16歳	20歳	22歳			
	五代	孝嗣	2	15歳	28歳				
	六代	孝令	1	17歳					

家	代目	名前	回数	初回	二回	三回	四回	五回	六回
家原家	初代	政俊	不明						
	二代	政熙	2	15歳	16歳	19歳			
	四代	政昭	2	16歳	19歳				
	五代	政由	3	16歳	19歳	23歳			
	五代男	英蔵	1	不詳					
	五代男	勝之助	1	不詳					
六代	政春	3	17歳	18歳	19歳				
長井家	初代	かち	不明						
	二代	高陳	3	16歳	17歳	18歳			
	二代男	高行	1	16歳					
	三代	高義	6	15歳	16歳	18歳	19歳	28歳	34歳
	四代	伝蔵	不明						
五代	高厚	3	17歳	20歳	36歳				
その他	?	則次郎	1	不詳					
	?	勝右衛門	1	不詳					

注) 第1表を基に加工。下線は勤務地を示す。下線無しは江戸、 は東京、 は大坂、 は京都、 は横浜である。

いずれにせよ、三回以上見習いを行う者は特殊ケースであり、多くの同族は「宗竺遺書」や勤方定目などで定められているように、居住地以外の土地にある営業店舗で二回の家業見習いを経験していたのである。

3 初回見習いの実施状況

(1) 家別・年齢別にみた初回見習い

次に、家別・年齢別に見習いの状況を見てみよう。まずは初回見習いである(第3表)。初回見習いの年月・場所を確認できたのは先述の通り七六名。年齢では一三歳から二〇歳に集中しており、特に一五歳が三八名、一六歳が一一名、一七歳が九名で、これらで半数以上を占める。その他、一五歳より若い見習い経験者もあり、一三歳四名、一四歳一名となっている。一四歳の下向は第一章で述べたように高利である。「宗竺遺書」で江戸での初回見習いは一五歳頃、勤方定目で一五〜二〇歳頃と定められているものの、高利より若年の一三歳で見習いに赴く者も四名確認できる。「宗竺遺書」では、一三歳

第3表 最初の長期間習学

	合計	北	伊皿子	新町	室町	南	小石川	松坂	永坂町	小野田	家原	長井	不明
13歳	4		1		1		1	1					
14歳	1	1											
15歳	38	6	4	7	4	5	2	3	3	2	1	1	
16歳	11		2		2	1	1			1	2	2	
17歳	9	1					3	1		2	1	1	
18歳	2							1	1				
19歳	1						1						
20歳	1				1								
21歳	0												
22歳	0												
23歳	0												
24歳	1				1								
32歳	1								1				
不明	7			1				2			2		2
合計	76	8	7	8	9	6	8	8	5	5	6	4	2

を京本店への初出勤を行うべき年齢に定めており、遠隔地の店舗での見習いを行う年齢に達していないが、例外的に行われたケースといえる。

高春（一六七五〜一七三五）は小石川家初代。高利十男。松坂生。貞享四年（一六八七）に一三歳で江戸に修行に出る。延宝元年（一六七三）に開業した江戸の呉服店は天和三年（一六八三）に駿河町に移転する。駿河町で最初に初回見習いを受けた同族子弟ということになる。

高遠（一六九二〜一七二七）は室町家二代。高利六男高好の次男。京都生。元禄十年（一六九七）に五歳で高伴（室町家初代）の養子となり江戸で生活する。

高生（一八四三〜一九一四）は伊皿子家七代。伊皿子家六代高映庶子。嘉永二年（一八四九）に入家している。安政四年（一八五七）に相続し、江戸に下向する。若年で家督相続したため、京本店での初出勤を飛ばして江戸での習学を実施したか。

高復（一八五九〜一九〇三）は松坂家八代。松坂家七代高敏長男。一五歳を迎えていなかったが、近世の枠組みでの見習いを経験させるために派遣されたのであろう。江戸本店・向店は整理統

合されており、見習いも横浜店で行っている。

高春・高遠が一三歳で見習いに送られた事情は判然としないが、高生・高復については家の事情、三井の置かれた事情によって一三歳での初回見習いを行わざるを得なかったものと思われる。

他方一八歳から二四歳までに初回見習いを行った者も五名いる。

高迪（一七七九〜一八一）は室町家七代。新町四代高典（一七四六〜一八一）長男。享和元年（一八〇一）入家。

翌年に二四歳で江戸で初回見習いを行う。

高保（一八五〇〜一九二二）は室町家十代。北家八代高福六男。明治元年（一八六八）入家。明治三（一八七〇）年

に二〇歳で東京での初回見習いを経験している。

高猷（一八四〇〜一八七二）は永坂町家七代。北家八代高福次男（庶子）。弘化元年（一八四四）北家入家の後、長井家に入るも嘉永三年（一八五〇）に離縁され北家に復帰する。さらに一時的に重役の中塚徳次郎に預けられ六之助と改名している。嘉永六年（一八五三）、永坂町家に入家。安政四年（一八五七）、一八歳で京都で初回見習いを行う。

高悠（一八五一〜一八七三）は小石川家七代高喜男。明治三年（一八七〇）、一九歳で初回見習い。どの家の家督も継いでいないが、高保らとともに末期の初回見習いの一員として東京に派遣される。明治六年（一八七三）、米国留学中に二二歳で没す。

高岳（一七四三〜一八二三）は松坂家四代。松坂家二代高邁七男。宝暦十年（一七六〇）に一八歳で長兄高時の養子となり、その年に江戸に初回見習いとして送られる。

いずれも本来家を継ぐ予定では無かった者が養子などにより入家しており、初回見習いの適齢期を逃したパターンと思われる。

第4表 最初の長期間習学の勤務地

	合計	北	伊 皿 子	新 町	室 町	南	小 石 川	松 坂	永 坂 町	小 野 田	家 原	長 井	不 明
江戸	65	8	7	8	8	6	7	4	3	4	5	3	2
東京	2				1		1						
京都	5							3	1			1	
大坂	3								1	1			
横浜	1							1					
不明	0												
合計	76	8	7	8	9	6	8	8	5	5	5	4	2

初回見習いについては、基本的に「宗竺遺書」等で定められている習学年齢に従って実施しており、家督相続や養子などにより、原則より先行するケース、遅延するケースがあったことがわかる。

(2) 家別・赴任地別にみた初回見習い

今度は赴任地別・家別に初回見習いをみてみよう(第4表)。七六名中六七名が江戸・東京で初回の見習いを経験している。特に六本家は全員江戸・東京に赴任している見習いが「江戸習学」と呼ばれるゆえんである。他方、連家については江戸のみならず京都・大坂で初回見習いを行う者も少なからず存在する。先述した高復(松坂家八代)のように三井の置かれた事情により横浜店で勤務するケースもある。

特に顕著なのは松坂に居住している松坂家・永坂町家である。松坂在住同族の多くは「宗竺遺書」などで定められている一三歳での京本店初出勤を経験せず、そのかわりに一五歳頃に京本店や大坂本店で初回見習いを行うパターンをとっている。たとえば京本店で初回見習いを行ったのは、松坂家三代高時(一七二〇〜一七八六)、同六代高匡(一七八九〜一八五六)、同七代高敏(一七八九〜一八五六)、高猷(先述)、長井家三代高義(先述)であった。

以上のように、同族子弟の行う初回見習いの大半は江戸で行われていた。「宗竺遺書」で明記している一三歳頃の京本店初出勤と、一五歳頃の江戸での初回見習いは基本的には遵守されていることがわかる。しかし一部、京都・大坂での初回見習いもあった。

基本的には連家の同族子弟に多く見られ、特に松坂在任者に顕著であった。その理由は判然としないが、ごく短期間の京本店の初出勤を行うには京都・松坂間は距離があったこと、京都のことを知らない子弟に対してまずは京都の大元方・呉服店・両替店の状況に触れさせる機会を与える必要があったことなどが考え得る。

4 二度目見習いの実施状況

(1) 家別・年齢別の二度目見習い

では二度目見習いの状況を家別・年齢別に見てみよう（第5表）。総数五四件であり、初回見習いの人数より少ない。これは二度目以降の勤務が見習いではなく明確に実務を担う勤番として派遣される者が増えるためである。二度目見習いの多くは一六歳から二二歳の間で行われており、特に一八歳一七名、一九歳一二名が多い。これも「宗竺遺書」の内容を踏まえたものとなっている。

二度目見習いを最も遅く経験したのは二二歳で派遣された高岳（松坂家四代、先述）、高潔（永坂町家六代）、二四歳の高益（小石川家六代）、二八歳の孝嗣（小野田家五代）である。

例えば、高潔（一八一九〜一八八二）は北家七代高就の庶子である。三歳で永坂町に入り、一五歳のときに大坂で初回見習いを行っている。天保六年（一八三五）に一七歳で松坂大年寄見習を拜命する。天保八年に一九歳で家督継承し大年寄本役を拜命し、ようやく二二歳で二度目下向を果たす。高潔の場合、二度目習学適齢期に松坂の行政を担う立場となったため習学時期を延ばしたものと思われる。また、高岳は先述したように一八歳で入家した上で初回見習いを行っており、その影響で二度目見習いも大幅に遅れたものと思われる。以上のように、二度目見習いの経験者も「宗竺遺書」などで定められる見習い年齢を基本的には遵守しているが、適齢期に何らかの事情がある場合、遅らせることもあ

第5表 二度目の長期間習学

	合計	北	伊皿子	新町	室町	南	小石川	松坂	永坂町	小野田	家原	長井
16歳	2										1	1
17歳	8	1	1	1	1		1	1	1			1
18歳	17	3	2	3	1	3		2	1	1	1	
19歳	12	1	1	1	2	2	3				2	
20歳	7	1	1		1	1	1			1		1
21歳	1								1			
22歳	2							1	1			
24歳	1						1					
28歳	1									1		
不明	3			1				2				
合計	54	6	5	6	5	6	6	6	4	3	4	3

ったものと思われる。

(2) 家別・赴任地別にみた二度目見習い

次に赴任地別の様子を見てみよう(第6表)。五四名中、江戸・東京で四名、京都三名、大坂六名となっており、初回見習い同様に江戸・東京での二度目見習いが圧倒的多数を占める。二度目見習いについて、江戸に行かない本家の同族子弟は全員大坂に派遣されており、連家の同族子弟は京都三名、大坂一名となっている。

本家の同族のうち、大坂で二度目の見習いを行っているのは、高邦(一七三〇)〜一七七八、南家三代(たかあき)、高朗(一八三七)〜一八九四、北家九代(たかあき)、二八三八)〜一八六〇、新町家七代)などである。また、連家の同族のうち、京都で二度目見習いを行った者は、高陳(たかつる)(長井家二代、一七一八)〜一七八七)、政春(まさはる)(家原家六代、一八二一)〜一八七二)、高敏(たかとし)(松坂家七代、先述)などであり、大坂の二度目見習いは高厚(たかあつ)(長井家五代)などであった。

本家筋の同族の一部が二度目見習いを大坂で行っていたり、連家筋の同族の一部が京都・大坂で二度目見習いを行っている理由については現時点で明らかになっていない。高朗や高淵については安政年間の二度目見習いであり、江戸本店の類焼やペリー来航以降の政情不安などを考慮して大坂に変更した可能性は考えられるが、今後の課題である。

第6表 二度目の長期間習学の勤務地

	合計	北	伊皿子	新町	室町	南	小石川	松坂	永坂町	小野田	家原	長井
江戸	43	5	5	5	4	4	5	4	4	3	3	1
東京	2					1	1					
京都	3							1			1	1
大坂	6	1		1	1	1		1				1
横浜												
不明												
合計	54	6	5	6	5	6	6	6	4	3	4	3

以上、初回見習いと二度目見習いを家別・年齢別に整理してきた。例外は少なからずあるものの、三井の見習い規則の原則は明治初期まで一応遵守されていたことがわかる。

(1) 子弟教育の現場での様子については具体的に明らかにできておらず、今後の課題である。

(2) 以下、同族の遍歴については三井文庫編『三井家文化人名録』に依拠している。

(3) 「御習学中御勤方并御心得振之覚」（三井文庫所蔵史料 別六七六一―一）。

おわりに

以上、本稿では三井の同族子弟に対する家業見習いについて、規則の整備過程と実際の見習いの派遣状況などを明らかにしてきた。

三井では、全同族男子子弟を対象とし、自店を用いた家業見習い（特に呉服業）を実施していた。三井の見習い制度は三井高富の立案した「高富草案」等を基として「宗竺遺書」で見習いの原則を掲げ、勤方定目などで見習いの細則を定め、「勤方之定」や示合で個人向け心構えや注意事項を傳達していた。大きく三段構えの見習い規則を用意していたことになる。その他、見習いの旅費や小遣いなどに関する規則など、必要に応じて様々な規則が作られていた。

「宗竺遺書」の原則は近世を通じて変更されることは無かったものの、より細かい規則類は三井の置かれた状況や世上の経済動向などによって改訂される場合もあった。特に顕著だったのは貨幣価値変動や三井の経営状況などに左右される小遣い・路金の設定変更や、安永年間から寛政年間にかけての同族の不和による分裂状況下にあわせた規則の作成だったといえる。また、示合には三井の同族子弟に対する心構え・注意事項を盛り込んでいた。概ねパターン化されつつも、小遣いの扱い方や道具屋との接し方、未来の三井代表者としての心構えなど、三井の置かれた時代状況や同族の個性も反映されたものになっていったと思われる。

同族子弟の家業見習いは大元方において一元的に管理し、様々な段階の規則を作成していたものと思われる。それを踏まえて呉服部門で示合を作成し、呉服店での勤務の心構えを同族子弟に示したのである。見習い期間中、同族子弟の全体指導にあたるのは各店舗の支配人であり、各部署においては現場担当の手代であった。このしくみにより、三井では実店舗での見習いにおいて、一家の子弟で習得内容に差が生じない見習い体制をとることができたのであり、比較的均質の家業習得を行うことが可能だったといえる。

同族子弟の実店舗での見習いについて、一家各家の初代・二代については不明瞭な点も多いが、それ以降の見習い適齢期の同族男子子弟はほぼ全て実店舗での見習いを経験していたことを改めて確認できた。一五歳・一六歳頃に実施していた一度目の見習いにおいて、本家と京都在住の連家の多くは江戸で見習いを行っていたが、松坂在住を中心とする連家の一部は京都で習学を行っていた。「宗竺遺書」において江戸で行うとされている一度目の見習いは、家によっては京・大坂で行う場合もあったのである。また、二〇歳頃までに実施していた二度目の見習いにおいて、すでに御用名前を継承して勤番として下向し、習学を行わない者もいるが、二度目習学を経験する同族も少なからずいた。三度以上の見習いを行う者もいるが、三井では基本的に「宗竺遺書」以来の原則を踏襲した習学を行っていたといえるだろう。

本稿は三井の同族子弟の家業見習いの一部を明らかにできたが、同族子弟の派遣を誰がどのように決定するのかといった同族子弟の家業見習いにおける大元方の具体的な役割や、各同族が三都の各店舗で受けていた実際の訓練や生活の様子など、本稿では言及できなかつたことも多い。また子弟教育という点でみたとき、三井各家で行われていた教育、同族の学問や文化活動とその学習の実態解明も課題であろう。これらの点については今後明らかにしていきたい。

〔付記〕 本稿はJSPS科研費18H00979の助成を受けた研究成果の一部である。